
市川三郷町第2次地域情報化計画

(令和3年度～令和7年度)



市川三郷町

令和3年3月

ごあいさつ

近年のＩＣＴ（情報通信技術）の進展は目覚ましく、私たちが生活するうえで、もはや欠かすことのできない存在です。

このような中、国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を掲げ、ＩＣＴを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現を目指しているところです。



本町におきましても、町民サービスの向上・高度化や効率的な行政運営の実現に向けて、ＩＣＴの積極的な活用を進めてまいりました。この間にも、スマートフォンやタブレット等の急速な普及により、ＩＣＴの活用はますます身近な存在となり、さらに近年ではＡＩ（人工知能）も私たちの生活の中で利用されています。

これらの状況を踏まえ、この度、本町の情報化について今後５年間の方向性を示す「市川三郷町第２次地域情報化計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念は、『みんなで つながる 市川三郷』です。情報化の推進にあたっては、本町に暮らす住民ひとりひとりを主人公と考え、それぞれの年代や環境に合った効果的なＩＣＴの活用を検討し推進してまいります。

また、当計画を策定するにあたり、皆様のご意見を反映するため実施した、「情報化に関する住民アンケート」におきまして、多くの町民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和３年３月

市川三郷町長 久保 眞一

目 次

第1章 第2次地域情報化計画の概要.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 本町を取り巻く社会環境の変化.....	3
1 ICT を取り巻く国の動向.....	3
2 山梨県の情報化の取組.....	9
3 本町の情報化の取組.....	10
第3章 情報化に関するアンケート調査.....	12
1 住民アンケート.....	12
第4章 情報化施策の展開.....	22
1 情報化施策の展開に向けての整理.....	22
2 計画推進に関する基本方針.....	25
3 具体的な個別の施策と計画.....	28
第5章 推進体制.....	48
1 計画の推進体制.....	48
2 職員研修.....	48
3 推進スケジュール.....	49
付録	
1 用語集.....	50
2 住民アンケート結果.....	54

1 第2次地域情報化計画の概要

2 計画の目的

市川三郷町（以下「本町」という。）は、2007（平成19）年に「市川三郷町地域情報化計画」を策定し、行政サービスの利便性向上、地域の活性化、効率的な行政運営を目指し、情報化の取り組みを進めてきました。

そこで、引き続き行政と地域の情報化へ向けた課題などに対して、本町のあるべき姿を明確にし、地域社会と行政とが一体となってICT¹を総合的・効率的に活用することで住民の生活向上を図るため、新たな地域情報化計画を策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、「市川三郷町第2次総合計画」を上位計画とし、同計画の実現をICTの側面からも推進するために情報化の取り組みについて示すものです。

また、2016（平成28）年12月、官民が保有するデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）が公布・施行され、さらに2018（平成30）年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。この中で、市町村に「市町村官民データ活用推進計画」を策定することを努力義務と定めるとともに、情報化計画が存在する場合には、「市町村官民データ活用推進計画の構成」を取り入れることで「市町村官民データ活用推進計画」として活用できるとしていることから、本計画を「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。



¹ 付録 - 1 用語集②

4 計画の期間

本計画の期間は、**2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間**とします。

ただし、計画期間の5年間において、ICTの進展や町民ニーズ、国や山梨県の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間（年度）	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8
第2次総合計画										
第2次地域情報化計画										

5 本町を取り巻く社会環境の変化

6 ICTを取り巻く国の動向

(1) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

我が国のICT政策は、2001（平成13）年に、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取り組みを開始しました。

2013（平成25）年から2016（平成28）年までは、「世界最先端IT国家創造宣言」の名称もと、ITの利活用を重点にIT政策が推進されてきました。

2016（平成28）年12月には、「官民データ活用推進基本法」で規定された「官民データ活用推進基本計画」との一体化を図り、2017（平成29）年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、2018（平成30）年6月の閣議決定により、その名称を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に改めました。

本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現を目指し、政府CIO制度創設以降の着実な取り組み・成果の拡充・横展開に着目し、デジタル改革を断行するため、5つの重点取り組みを掲げています。

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

5つの重点取組事項

1. デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行
2. 地方のデジタル改革
3. 民間部門のデジタル改革
4. 世界を先導する分野横断型「デジタル改革プロジェクト」
5. 基盤技術、人材育成、体制拡充・機能強化

このほか、日本経済の再生に向け、円高・デフレから脱却し、強い経済を取り戻すための成長戦略を実現すること等を目的として、2012（平成24）年12月に日本経済再生本部を設置しました。その下で2016（平成28）年9月から未来投資会議を開催し、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略の策定に向けた具体的な議論を行っています。

2019（令和元）年6月には、「成長戦略実行計画」等を閣議決定し、ICT分野については、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取り組みを進めていくこととしています。

（２）電子政府の推進

電子政府は「デジタル・ガバメント²」と称し、行政分野へのＩＣＴの活用とこれに併せた業務等の見直しにより、行政の合理化、効率化および透明性の向上や国民の利便性の向上を図ることを目的としています。行政管理局では、政府ＣＩＯと協力し、電子政府に関する各府省の施策の統一性・総合性確保と積極的推進のための企画・立案・調整を行っています。

政府は、2003（平成15）年7月に「電子政府構築計画」（2004（平成16）年6月一部改訂）を閣議決定し、2006（平成18）年8月に「電子政府推進計画」を策定するなどして、「電子政府」という名称のもと、行政内部事務の効率化や各手続のインターフェースのオンライン化等に取り組んできました。また、政府ＣＩＯ設置以降、府省庁の壁を越えた取り組みや地方公共団体まで含めた取り組みを進めてきました。

今後はこうした取り組みをさらに拡大し、政府・地方・民間全てに通じたデータの連携やサービスの融合を実現し、世界に先駆けた電子政府の実現を目指すとしています。

以下は、電子政府の推進に向けた主な取り組みです。

①業務・システム最適化の推進

政府は、簡素で効率的な政府の実現に向けて、各府省の業務および情報システムについて、1.業務の制度面・運用面からの見直し、2.事務処理の電子化・共通化、3.システムの一元化・集中化等により、業務・システムを効率化・合理化する取り組みを進めています。

具体的には、各府省において業務および情報システムを、最適なものとするための計画（最適化計画）を策定し、情報システムの運用コスト等の削減や業務処理時間の削減を図っています。

②政府共通的な情報システムの整備

政府共通プラットフォーム（PF）は、2013（平成25）年3月から、府省共通システムや中小規模の情報システムを中心に、各府省が整備・運用するシステムの稼働に必要なＩＴリソースを共通化して提供しています。2020（令和2）年10月からは、クラウドサービス³を活用した「第二期政府共通プラットフォーム」の運用を開始しています。

政府共通ネットワークは、全府省、国会、裁判所等を接続する政府内部の専用通信ネットワークです。利用機関間のメール送受信や府省共通システムの利用等は当ネットワークを介して行われており、総合行政ネットワーク（L GWAN⁴）を通じて地方公共団体とも接続しています。

③オンラインによる行政サービスの向上

行政情報の電子的提供業務は、国民等への行政情報の提供を目的とするホームページ等の情報提供サイトに必要な情報を掲載する業務で、各府省の各機関（本府省、地方支分部局、施設等機関等）が、それぞれホームページ等を整備・運用し、情報の掲載等を行っています。また、各府省が提供する情報に利用者がアクセスしやすくするため、総務省行政管理局にお

² 付録 - 1 用語集⑥

³ 付録 - 1 用語集③

⁴ 付録 - 1 用語集⑳

いて、これらの情報への総合的な検索・案内機能を持った「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を2001（平成13）年4月から整備・運用しています。

行政手続のオンライン化については、「e-Japan戦略」2001（平成13）年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする。」と定められたことを受け、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」（2002（平成14）年法律第151号）等を制定し、基盤整備を進めてきました。

2019（令和元）年度には、「行政手続オンライン化法」を改正した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」（2019（令和元）年12月16日施行）が施行されるとともに、同法等に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」（2019（令和元）年12月20日閣議決定）が策定されました。

国は行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるよう、行政サービスの100%デジタル化の実現に向けて取り組んでいます。

（3）マイナンバーカード⁵の活用

2015（平成27）年10月からマイナンバー⁶の通知（通知カード配布）、2016（平成28）年1月からマイナンバーの利用とマイナンバーカードの発行が開始されました。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。その際、通知カードであれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となりますが、マイナンバーカードがあれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。

以下のような様々な場面で、手続きを簡易に行えるメリットがあります。



⁵ 付録 - 1 用語集⑭

⁶ 付録 - 1 用語集⑮

マイナンバーカードの活用についても、2021（令和3）年から健康保険証として利用できるようにするほか、将来的には運転免許証との統合も計画されており、カードの普及を推進しています。

また、公共施設などの様々な利用者カードをマイナンバーカード一枚にするとともに、自治体のボランティアポイントや健康ポイントや、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして還元するなどして、地域の消費拡大につなげることを目的とした「マイキープラットフォーム⁷構想」が2017（平成29）年9月からスタートしました。

その一環として、総務省がキャッシュレス決済事業者と連携し、マイナンバーカード保有者を対象にポイント還元を行う、「マイナポイント事業」が、2020（令和2）年9月から2021（令和3）年9月まで行われる見込みです。

2017（平成29）年にはマイナンバーカードを利用した、マイナポータル⁸の本格運用が開始され、子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできるようになり、また行政機関からのお知らせを確認できるようになりました。今後もオンラインで様々な行政手続きができるよう拡充される予定となっています。

（4）Society 5.0

国は、今後目指していく社会像として「Society 5.0」を掲げています。

この社会は、狩猟社会（Society 1.0）・農業社会（Society 2.0）・工業社会（Society 3.0）・情報社会（Society 4.0）の次に到来するものとされ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことを指します。

Society 5.0は、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されたものであり、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、デジタル技術⁹が浸透した目指すべき社会像として十分に踏まえるべきものとされています。

Society 5.0の実現には、デジタル化が必須となりますが、国は、Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として、（1）国民の利便性を向上させるデジタル化（2）効率化の追求をめざしたデジタル化（3）データの資源化と最大活用につながるデジタル化（4）安全・安心の追求を前提としたデジタル化（5）人にやさしいデジタル化の5つを掲げています。

Society 5.0が実現すると、IoT¹⁰で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出し、課題や困難を解決し克服することができます。また、AI¹¹の普及により、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発等につながります。

さらにロボットや自動走行技術により、これまで人の力に頼っていたものが自動化されるため、少子高齢化や過疎化、貧富の格差など複数の課題の同時解決につながります。この様にSociety 5.0を通じて、社会の複数の課題を同時に解決することができれば、持続可能な社会を形成することができ、ひいては国連が掲げるSDGsにも貢献することが期待できます。

⁷ 付録 - 1 用語集⑫

⁸ 付録 - 1 用語集⑬

⁹ 付録 - 1 用語集⑦

¹⁰ 付録 - 1 用語集⑫

¹¹ 付録 - 1 用語集⑰

(5) 東京オリンピック・パラリンピックと最新ICT

ICTによる暮らしの変化は、新たな製品やサービスが徐々に家庭や職場に普及していくことで少しずつ実現する場合もあれば、節目となるイベントの開催を契機として一挙に実現する場合もあります。そうしたイベントの代表例として、オリンピック・パラリンピックを挙げることができます。例えば、1964（昭和39）年の東京オリンピック開催が、我が国でカラーテレビが急速に普及する契機となったことはよく知られていることです。

国では、新型コロナウイルスの影響で2020（令和2）年から2021（令和3）年7月に開催延期になった東京オリンピック・パラリンピック競技大会も、そうしたICTによる社会変化の起爆剤となると期待しています。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるICT利活用の可能性を、総務大臣主宰の「2020（令和2）年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」で示しています。

その中では、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語音声翻訳システムの高度化、日本の魅力を海外に発信する放送コンテンツの海外展開、4K・8Kやデジタルサイネージ¹²の推進、第5世代移動通信システム（5G¹³）の実現、オープンデータ¹⁴の活用、サイバーセキュリティ対策等の向上を図るべく、社会全体のICT化の推進に向けたアクションプランの検討を推進するとしています。



¹² 付録 - 1 用語集⑧

¹³ 付録 - 1 用語集②⑦

¹⁴ 付録 - 1 用語集①

（６）デジタルトランスフォーメーション¹⁵（DX）

進化したデジタル技術を人々の生活に取り入れ浸透することで、より良い豊かなものへと変革するという概念であり、既存の価値観や枠組みを根底から覆し、革新的なイノベーションをもたらすことを意味します。

2020（令和2）年に、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、総務省では「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

そこでは、重点取り組み事項として次の事項が挙げられています。

- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 自治体の行政手続きのオンライン化
- 自治体のAI・RPA¹⁶の利用推進
- テレワーク¹⁷の推進
- セキュリティ対策の徹底

本町でもこの考え方にに基づき、デジタル技術を駆使することで、住民サービスの向上と、業務の効率化に取り組む必要があります。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたデジタル技術の活用

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015（平成27）年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030（令和12）年までに達成するという目標になっていて、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。

SDGsは、先進国、途上国を問わず、持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要となります。

こうした時代において、今後は、IoTであらゆるモノが各種センサーを介してネットワークでつながり、AIやロボットにより「人との協働」が生まれると考えられています。このような革新的なデジタル技術によるサービスは、社会生活に大きな変化をもたらす可能性があり、これらの技術はSDGsの達成にも大きく貢献するものと考えられます。

¹⁵ 付録 - 1 用語集⑩

¹⁶ 付録 - 1 用語集⑫

¹⁷ 付録 - 1 用語集⑪

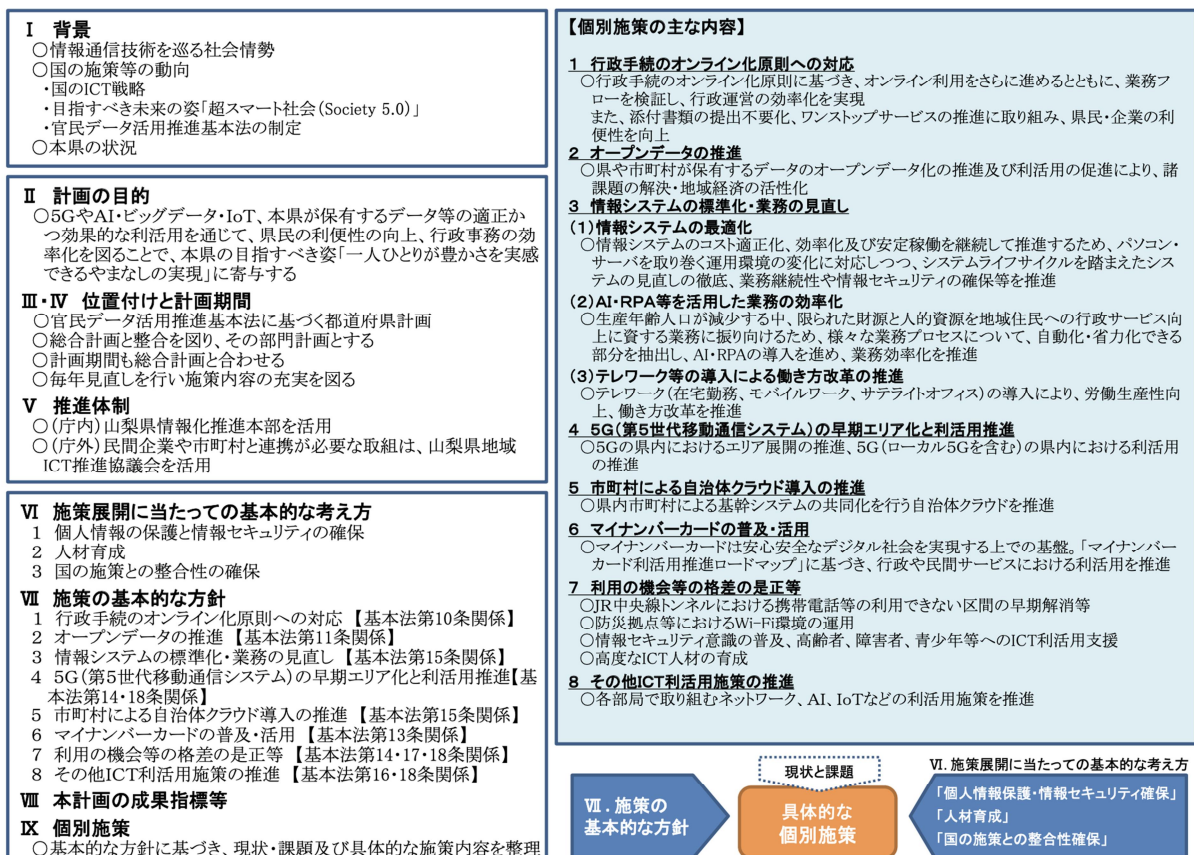
7 山梨県の情報化の取組

(1) 山梨県 ICT・データ活用推進計画（山梨県官民データ活用推進計画）

山梨県では、「山梨県 ICT・データ活用推進計画」を「官民データ活用推進基本法」（2016（平成28）年12月公布・施行）で都道府県に策定が義務付けられている「官民データ活用推進計画」に位置付けています。

「山梨県 ICT・データ活用推進計画」は、令和2年度から令和4年度までの山梨県の ICT 施策の方向性を示したものであり、行政手続きのオンライン化、オープンデータの推進といった、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針を示すとともに、IoT、AI の活用など山梨県独自の施策も含まれています。

「山梨県 ICT・データ活用推進計画の概要」



(2) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

山梨県では、総合計画で目指している「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、ICTを最大限活用し、デジタルトランスフォーメーションを進めています。

そのため、山梨県デジタルトランスフォーメーション(DX)推進本部を設置し、2020（令和2）年3月に策定した山梨県 ICT・データ活用推進計画を改定し、DX推進のための新たな計画を策定することが決定しました。行政手続きのオンライン化や行政事務の効率、データの効果的な利活用について検討を行います。

8 本町の情報化の取組

(1) 地域情報化計画

本町では、これまで様々な情報化の取組を行ってきましたが、ICTを活用した窓口サービスの実現として、電子申請や電子納付できるサービスの拡充やコンビニ交付の開始も検討しています。また、オープンデータの取り組みとして、AED設置箇所一覧、観光施設一覧、公衆無線LANアクセスポイント一覧、公共施設一覧を公開しました。

そのほかにも、文部科学省が推進するGIGAスクール構想¹⁸に基づいた小中学校の情報通信環境の整備や図書館総合情報システムの拡充、住民の情報リテラシー¹⁹向上のためのICT講習会を行ってきました。

今後も、5年ごとに策定する地域情報化計画に基づき、本町の情報化を推進していきます。

(2) 本町が現在行っている情報サービス

分類	No.	サービス名	概 要
ホームページ	1	町ホームページ	・ 町に関する情報を提供・発信するサイト
	2	広報紙アーカイブ	・ 過去の広報紙を閲覧できるサービス
	3	申請書ダウンロード	・ 各種手続に係る申請書をダウンロードすることができるサービス
	4	例規検索システム	・ 町の条例や規則等を検索し、閲覧することができるサイト
	5	図書館蔵書検索	・ 町立図書館の書籍をタイトルや出版者などで検索できるサイト
	6	オープンデータ	・ 本町の所有するデータを二次利用可能なデータとして公開
	7	ライブカメラ	・ 町内に設置しているライブカメラの映像をストリーミングしているサイト
	8	神明の花火特設サイト	・ 駐車場情報や有料観覧席案内など神明の花火をまとめたサイト
	9	市川三郷町議会 会議録検索システム	・ 町議会の会議録を検索するシステム
電子申請サービス	10	やまなしくらしねっと電子申請サービス	・ 行政手続きの一部を電子申請できるサービス
	11	やまなしくらしねっと施設予約サービス	・ 庁内施設の一部をオンライン利用予約できるサービス
	12	やまなしくらしねっとメールマガジンサービス	・ 登録者に対し一斉にメールマガジンを配信するサービス
公衆無線 LAN	13	市川三郷 Free Wi-Fi	・ 各庁舎や各学校で公設のフリーWi-Fi を使えるサービス
SNS ²⁰	14	町公式 Twitter アカウント	・ ふるさと納税のPRに活用
	15	町公式 LINE アカウント	・ 大切な情報をいち早くお伝えする
	16	町公式 Facebook アカウント	・ 大切な情報をいち早くお伝えする
	17	YouTube 公式アカウント	・ 町の情報を動画でPR

¹⁸ 付録 - 1 用語集^①

¹⁹ 付録 - 1 用語集^②

²⁰ 付録 - 1 用語集^⑥

(3) オンライン利用の促進

国では、地方公共団体の行政手続きのオンライン化を進めてきました。そのうえで、2016（平成28）年に「官民データ活用推進基本法」が制定され、第10条には、「地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続きについて、オンライン利用を原則とすること」等が定められています。

本計画は「市町村官民データ活用推進基本計画」としての位置付けもあるため、現状のオンラインサービスを継続するとともに、引き続き行政手続き等のオンライン化を促進いたします。

現在オンラインで行っている行政サービス

No	オンライン化している行政手続きや申請等
1	図書館の貸出予約
2	生涯学習センターの予約状況確認
3	水道使用開始届・変更届
4	地方税申告手続き（e L T A X）
5	成人式の申込
6	各種イベント参加申込
7	浄化槽使用開始報告等
8	犬の登録申請、変更申請、死亡届
9	職員採用試験申込
10	後援名義の申請
11	ふるさと納税申込
12	子育てワンストップサービス ²¹
13	被災者支援ワンストップサービス
14	介護ワンストップサービス
15	戸籍の附票の写し交付請求〔代金引換郵便〕

²¹ 付録 - 1 用語集⑩

9 情報化に関するアンケート調査

10 住民アンケート

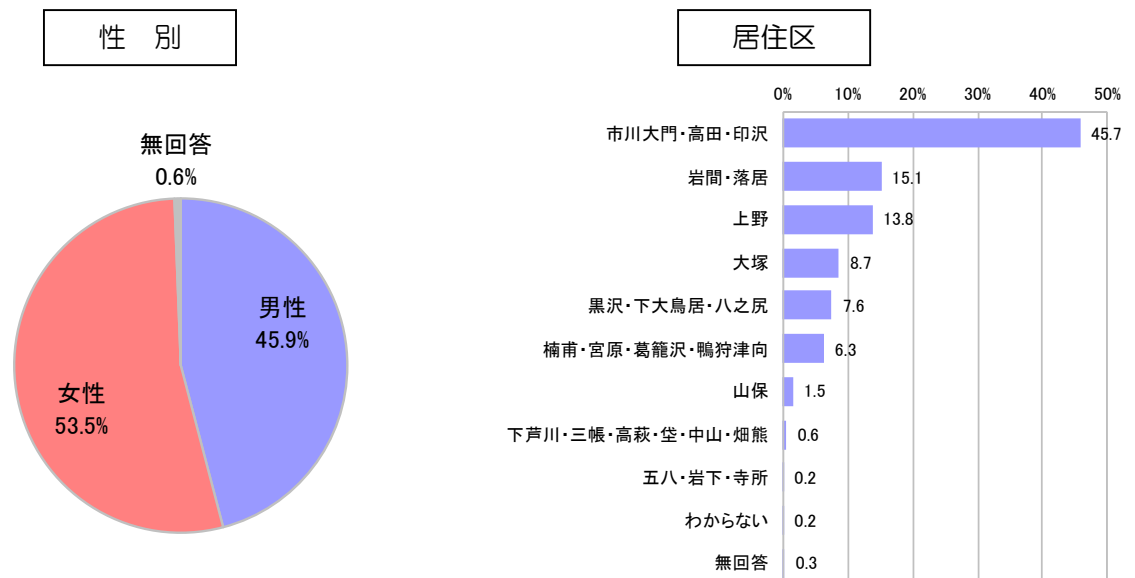
(1) アンケート概要

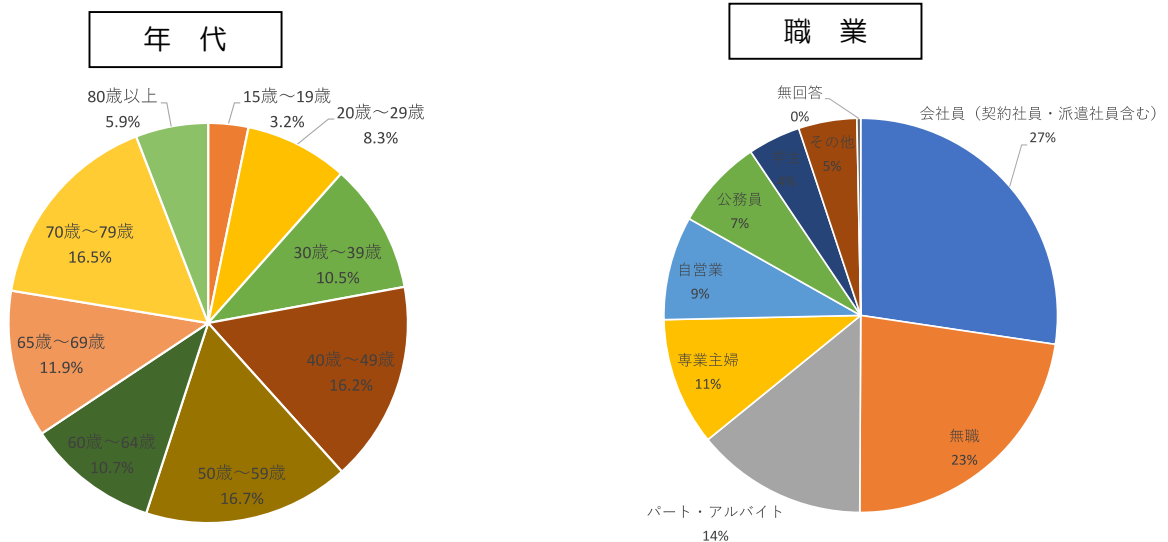
2019（令和元）年12月9日から27日にかけて、無作為に抽出した15歳以上の住民2,000人に対して郵送にてアンケート調査票を送付し、住民のICT環境やインターネットやスマートフォンやパソコン等の情報通信端末の利用状況、本町が行っている電子行政サービスの利用状況や今後の要望等について、647人の方から回答を頂きました。

以下、アンケートの集計結果等から住民の情報化ニーズや課題等について整理します。

項 目	内 容
アンケート実施期間	・2019（令和元）年12月9日から12月27日
配布対象者	・15歳以上の住民2,000人
対象者選定方法	・2019（令和元）年11月1日現在の住民基本台帳登録者より、無作為抽出
配布・回収方法	・郵送によるアンケート配布、回収
回答率	・32.3%（647通）

(2) アンケート回答者の属性





アンケート回答者の年齢分布は人口の分布と概ね等しい結果となりました。

	15 歳～19 歳	20 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	60 歳～64 歳	65 歳～69 歳	70 歳～79 歳	80 歳以上
人口	706(5%)	1098(8%)	1317(9%)	1966(14%)	2090(15%)	1239(9%)	1288(9%)	2201(16%)	2094(15%)
アンケート 回答	21(3%)	54(8%)	68(11%)	105(16%)	108(17%)	69(11%)	77(12%)	107(17%)	38(6%)

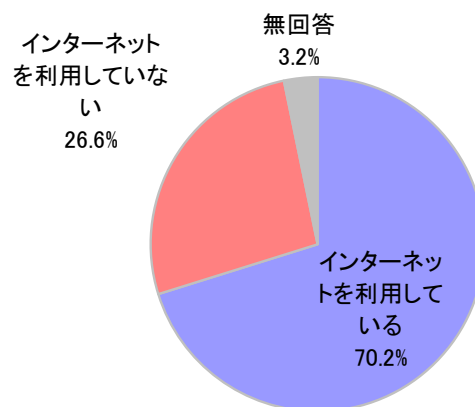
（３）インターネットの利用状況

回答者でインターネットを利用している方の割合は 70.2%でした。

「令和元年通信利用動向調査」（総務省調）では、全国のインターネットの利用率は 89.8%であり、2 割程低くなっています。

ただし、町民全体のインターネット利用が低いのではなく、今回の町民アンケート回答者の割合をみると、**60 歳以上**で国の調査との差が開いていることが分かります。

「インターネット利用状況」（全体）



「インターネット利用状況」（年代別での国の調査との比較）

年齢	13～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上
国の調査	97.9%	98.5%	97.4%	96.6%	91.4%	73.1%	48.9%	22.3%
町の調査	100%	100%	92.6%	87.6%	81.5%	67.1%	29.9%	15.8%

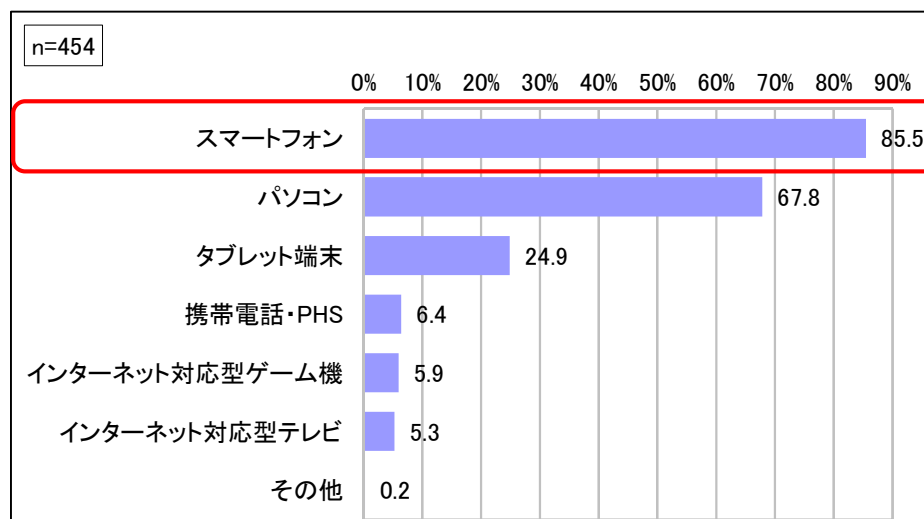
（４）インターネットへの接続機器

町民のインターネット接続機器は、スマートフォンが最も多くなっています。（85.5％）

国の調査でも、スマートフォンが63.3％（１位）と最も多く、次いでパソコンが50.4％（２位）、タブレット端末が23.2％（３位）となっており、スマートフォンが最も多いですが、パソコンとの差は町ほど開いていません。

一方、本町の状況をみると、インターネットを通じた情報提供には、スマートフォンが有効であると思われますが、70 歳以上では、スマートフォンの利用割合が減るため、配慮が必要です。ただし、80 歳以上でもパソコンの利用状況は、他の年代と比較して比較的高い傾向が見られます

「インターネット接続機器」（全体）



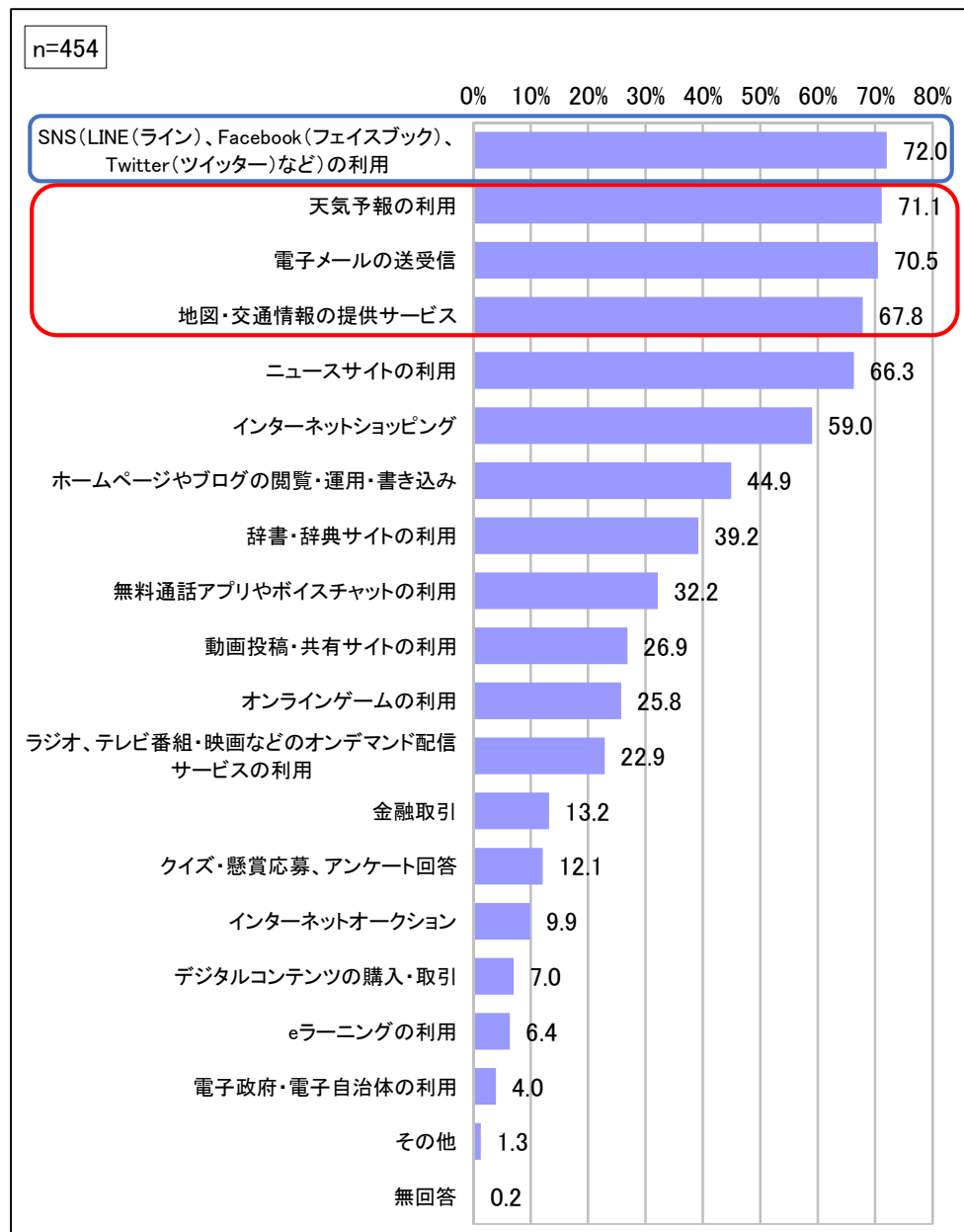
「インターネット接続機器」（年代別）

	パソコン	スマートフォン	タブレット端末	携帯電話・PHS	インターネット対応型ゲーム機	インターネット対応型テレビ	その他
全体	67.8	85.5	24.9	6.4	5.9	5.3	0.2
15歳～19歳	47.6	100.0	19.0	4.8	14.3	0.0	0.0
20歳～29歳	66.7	98.1	20.4	3.7	16.7	5.6	0.0
30歳～39歳	61.9	96.8	31.7	4.8	17.5	12.7	0.0
40歳～49歳	65.2	93.5	28.3	4.3	3.3	3.3	0.0
50歳～59歳	73.9	92.0	17.0	2.3	1.1	6.8	1.1
60歳～64歳	69.1	69.1	23.6	7.3	0.0	3.6	0.0
65歳～69歳	67.4	69.8	32.6	14.0	0.0	2.3	0.0
70歳～79歳	87.5	50.0	28.1	15.6	0.0	3.1	0.0
80歳以上	50.0	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0

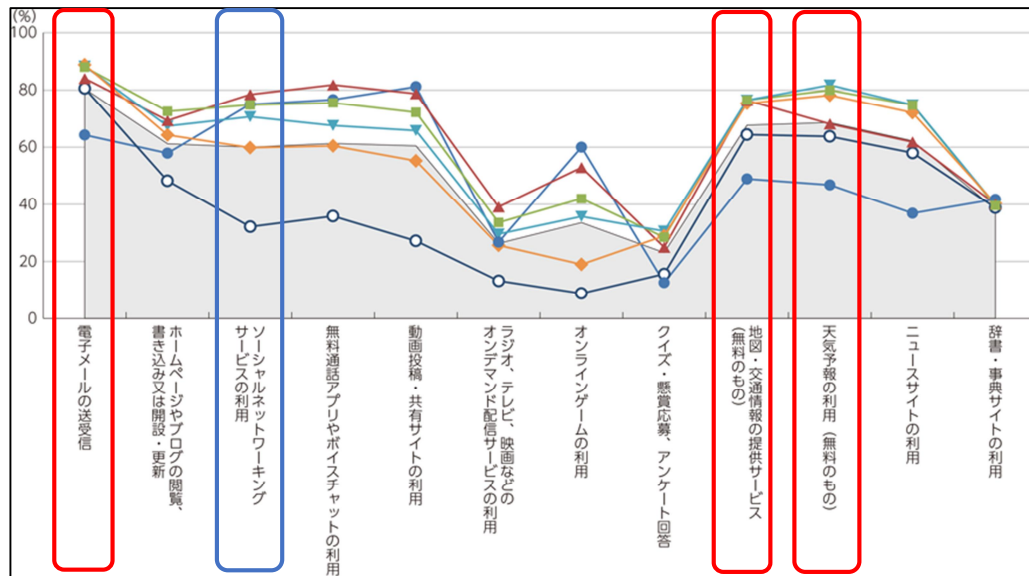
(5) インターネットの利用目的

インターネットの利用目的として、本町の調査では「SNSの利用」が最も多くなっています。「天気予報の利用」も同じく2番目に多い利用目的となっており、設問による順位の前後はあるものの、概ね国の調査と同様の結果と言えます。

「インターネットの利用目的」（町のアンケート回答）



「インターネットの利用目的」(令和元年情報通信白書回答)

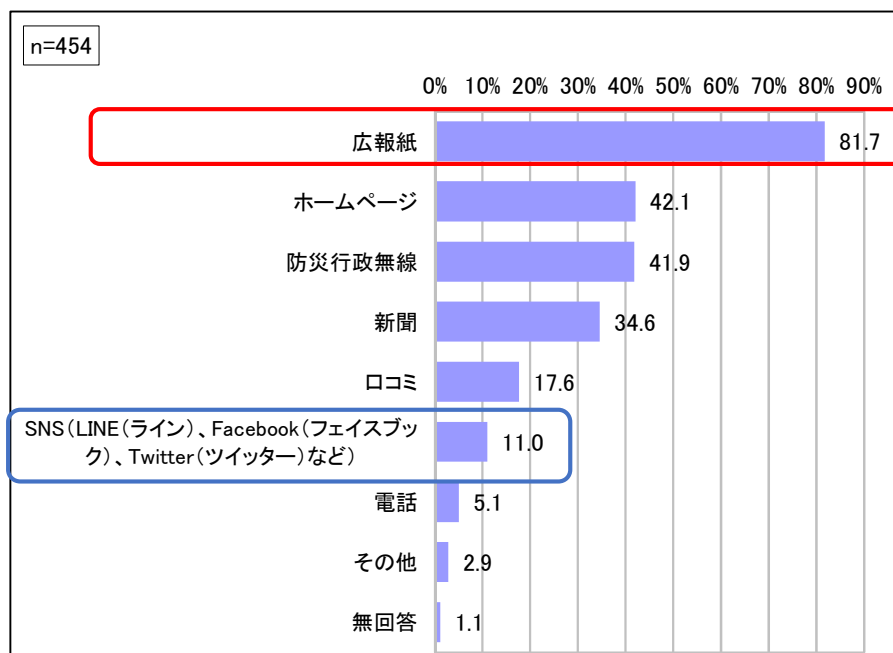


(6) 町からの情報入手

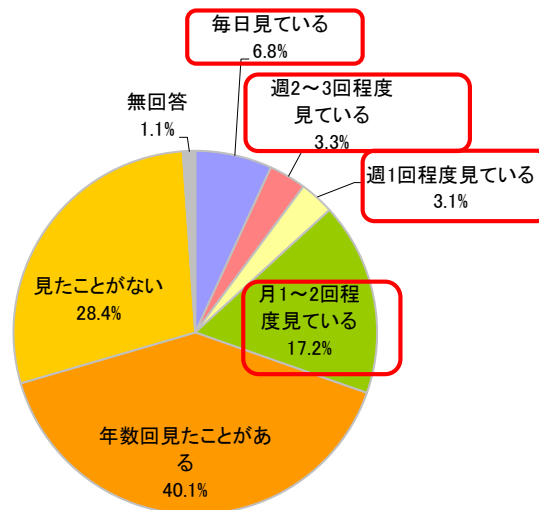
住民が本町の情報を入手する方法は、**広報紙**（お知らせ版含む）から入手すると回答した方が**約8割**と最も多くなっています。次いで、**ホームページ**から入手すると回答した方が**4割以上**いますが、**月1～2回程度以上、町のホームページやSNSを見て情報を得ている方は、インターネット利用者の約3割（計30.4%）**です。また、ツイッターやフェイスブックといったSNS経由からの本町の情報入手が少ないため、今後は利用者の増加を含めた運用の方法の検討も必要と考えます。

住民への情報提供としては、引き続き紙媒体での情報提供を継続するとともに、併せてホームページやSNSとの連携も考慮する必要もあると考えます。

「町からの情報入手手段」

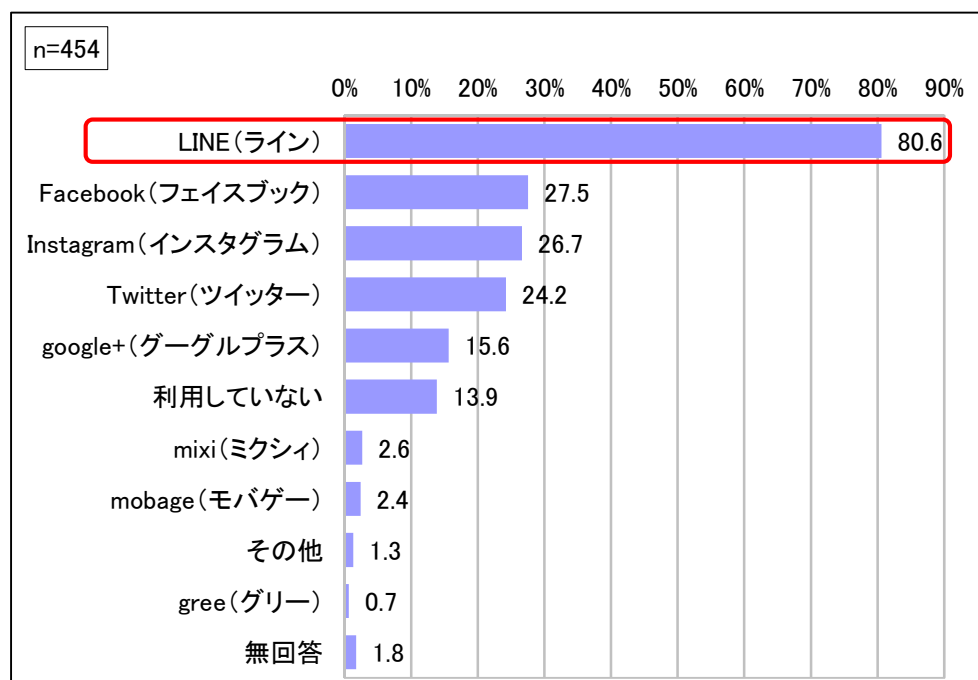


「町のホームページやSNSの閲覧頻度」



なお、SNSの利用割合においては、下表通り圧倒的にLINE（ライン）の利用者が多い結果となりました。本町では、Twitter、LINEのアカウントを開設しており、住民の利用実態も考慮するとLINEのより一層の活用も検討する必要があります。

「町民が利用しているSNSの割合」



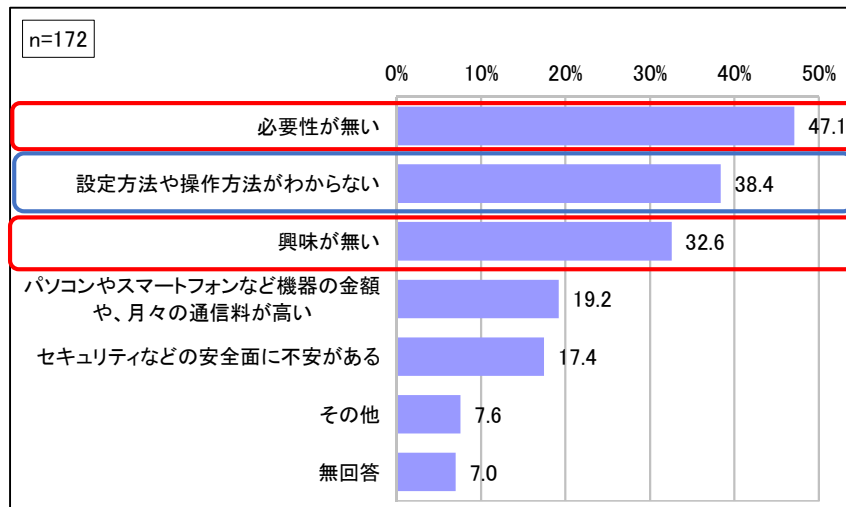
(7) インターネットを利用しない理由

現在、インターネットを利用していない方が、利用しない理由として、「必要性が無い」および「興味がない」から利用しないと回答した方が約8割いました。

しかし、「設定方法や操作方法がわからない」から利用しないと答えた方が約4割おり、全体で2番目に多い回答となっています。このことから、情報化推進による情報格差（デジタ

ルデバイド²²⁾の解消については、町全体の基礎的なICTスキルの普及のための講習会の開催や情報ボランティアの活用等の工夫が必要と思われます。

「インターネットを利用しない理由」

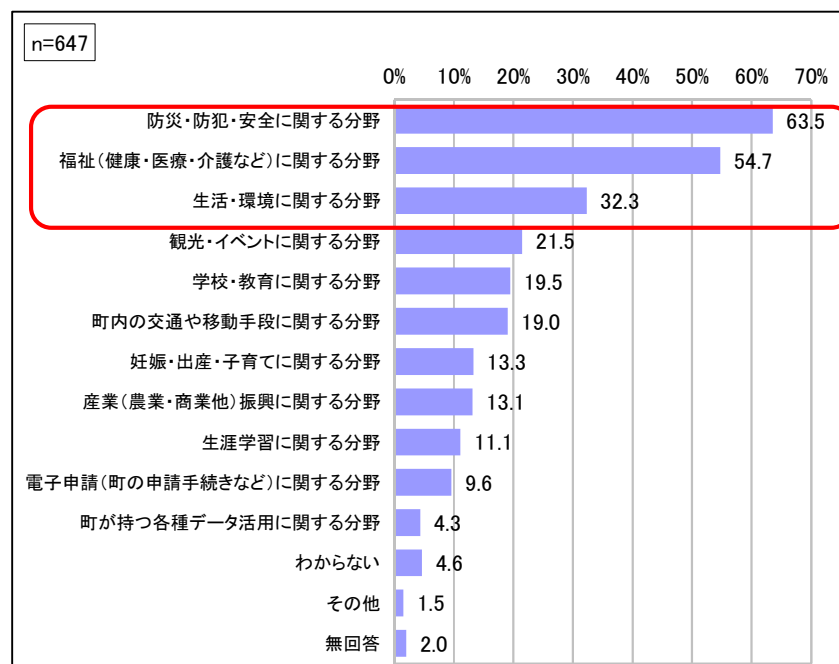


(8) 住民の関心が高い行政分野

今回のアンケートで住民の関心が高い行政サービスの分野は、防災・防犯・安全に関する分野（63.5%）、福祉に関する分野（54.7%）、生活・環境に関する分野（32.3%）の順となりました。

近年の台風や地震等の自然災害等への警戒や、高齢化社会、新型コロナウイルス感染症への対応や対策といった社会環境の変化に対する関心が高いものと思われます。

「関心や利用意向が高かった行政サービス分野」



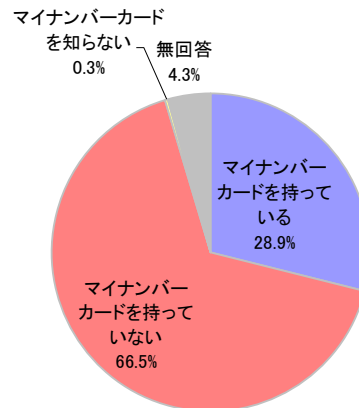
²²⁾ 付録 - 1 用語集◎

(9) マイナンバーカードについて

2020（令和2）年11月時点でのマイナンバーカードの全国普及率は**21.8%**、山梨県では**20.2%**、本町では**20.1%**です。（本町は10月31日時点）

今回のアンケート回答者は28.9%がマイナンバーカードを持っていると回答しており、情報化や行政サービスについて関心が高い傾向があると考えられます。

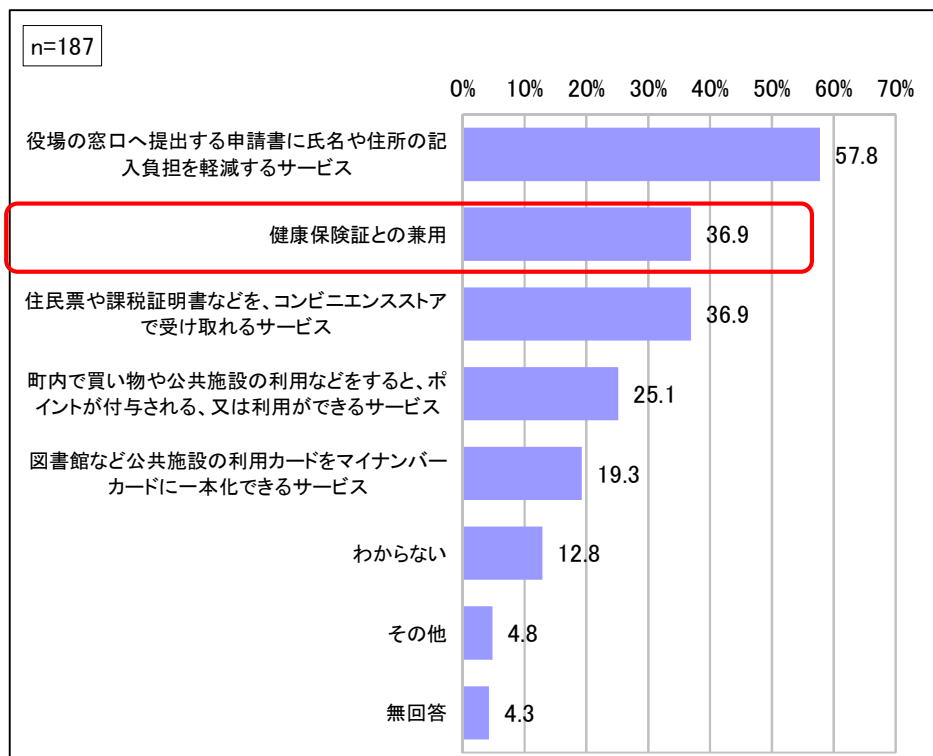
「アンケート回答者のマイナンバーカード保有率」



また、アンケートでは、マイナンバーカードを持っていない方に「どうすればマイナンバーカードを持ってくれるか」聞いたところ、「健康保険証の兼用」が2番目に多い回答でした。

2021（令和3）年3月から、順次マイナンバーカードが健康保険証としても使えるようになります。今後、他の証明書や行政サービス等と組み合わせてマイナンバーカードの利用機会を増やすことで、マイナンバーカードの普及に繋がるのではないかと考えられます。

「どうなればマイナンバーカードを持ってくれるか」

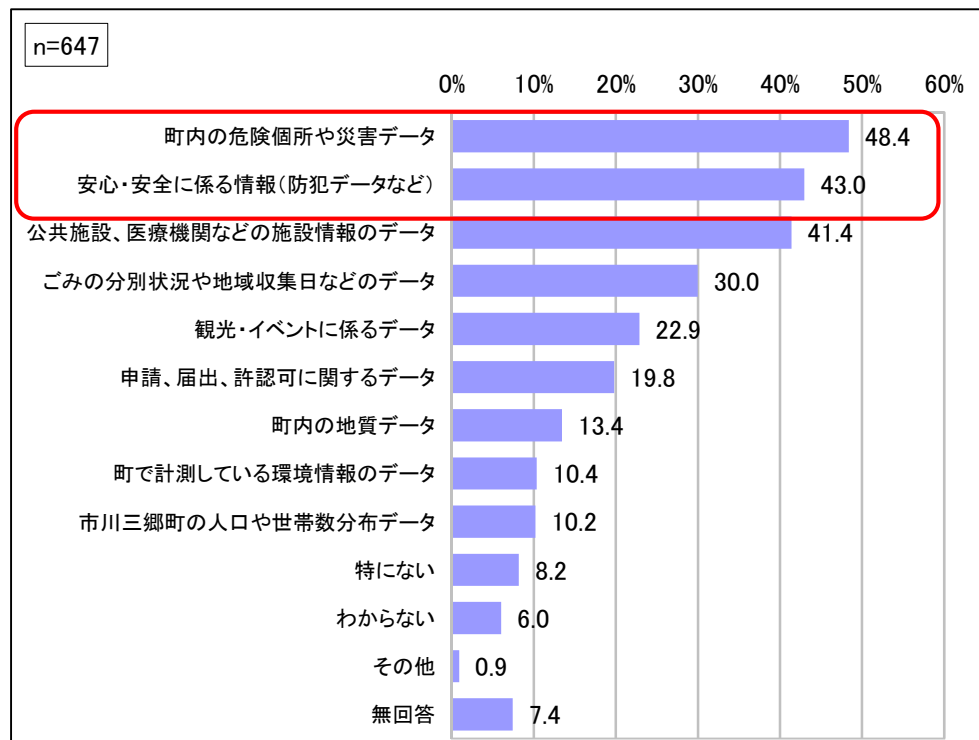


(10) オープンデータについて

オープンデータの活用ニーズとしては、「町内の危険箇所や災害データ」「安心・安全に係るデータ」が町民の関心が高い分野と同様に最も多い回答となっています。

「公共施設、医療機関等の施設情報のデータ」も上記に次いで多くなっています。

「公開した方が良いと思うオープンデータ」

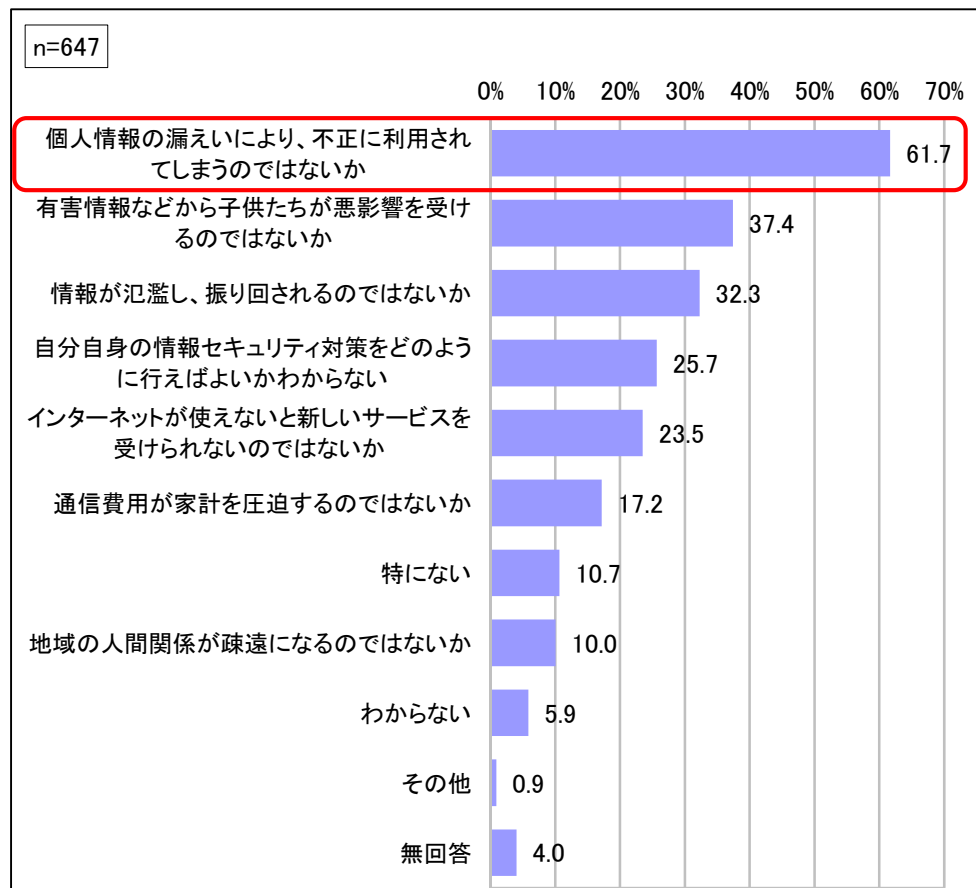


(11) インターネットへの不安

アンケートの最後にインターネットを利用するうえでの不安について聞いています。最も回答が多かったのは「個人情報の漏えいにより、不正に利用されてしまう」でした。

昨今の乗っ取りや情報漏えい、または漏えいした情報を使った犯罪に対する不安が伺えます。個々がパソコンやネットワーク機器等に物理的なセキュリティ対策を施すことはもちろんのこと、ネットセキュリティに対する正しい知識や情報リテラシーの向上を図ることも不安を解消するために必要なこととなります。

「インターネットの利用に感じる不安」



1 1 情報化施策の展開

1 2 情報化施策の展開に向けての整理

以下の各取り組みや調査等を整理することで、本計画での基本方針、および情報化施策の展開を行います。

(1) 「国・県・町の情報化の取組」からの整理

国の情報化の取組

国では、「デジタル・ガバメント」を推進し、行政サービスの100%オンライン化や、府省共通システムの導入等、業務効率化も合わせた情報化政策を推進しています。

併せて、すべての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる「官民データ利活用社会」を構築するため、自治体等が保有するデータについて、官民連携によるオープンデータ化を推進しています。

山梨県の情報化の取組

山梨県でも官民連携によるオープンデータ化の推進を進める他、最新のICT技術を用いた業務の見直しを計画しています。

また、ICTの利用機会の格差是正を図るため、インフラ面の整備やデジタルデバイドの解消、高度なICT人材の育成を推進しています。

本町の情報化の取組

本町では、国や県が推進するオープンデータ化に伴い、保有するデータの提供の他、電子申請や電子納付等の行政サービスのオンライン化の推進、公衆無線LANの整備、各種SNSの開設等を行ってきました。

今後も地域情報化計画に基づき、情報化を推進していきます。

(2) 「情報化に関するアンケート調査」からの整理

安全・安心に関する情報発信

住民アンケートの結果から、住民の「関心や利用意向が高い行政サービス」は、防災・防犯・安全に関する分野が最も多く、具体的な情報提供方法に対しても他の分野に比べ関心が高いことが伺えました。

災害時の情報提供等、スマートフォン等身近な情報通信機器を活用した災害時における情報提供の更なる拡充ニーズが高いことが伺えます。

きめ細かな情報提供の必要性

情報通信端末としてスマートフォンの保有率は全体で87.5%と高いものの、年代があがるほど、その保有率は下がってきます。また、町からの情報を入手する方法では、広報紙からが8割近くあり、インターネット経由を含めた他の情報入手方法より圧倒的に多くなって

います。

電子メールやホームページ、SNSは短時間に最新の情報を提供できるメリットがありますが、年代や町民の情報受信環境も考慮した、きめ細かな情報提供が必要であることが伺えます。

新しい社会環境への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式への変革を求められています。人と人とが直接接する機会が減る生活様式が余儀なくされ、WEB会議やオンラインでの業務を中心としたICTを活用してのテレワークが多くの企業で行われるようになりました。

自治体においても一部業務でのテレワークが導入され始め、庁内アンケートの回答に見られるような、オンライン業務やペーパーレス化推進のためのICT導入を積極的に行うことは、新しい生活様式への対応だけでなく、町民や職員の利便性や生産性の向上に必要であることが伺えます。

(3) 「官民データ活用推進基本法」からの整理

2016（平成28）年12月、官民データ活用推進基本法が公布・施行されました。これは、急速な少子高齢化の進展をはじめとした我が国が直面する様々な課題の解決に資するため、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用するための環境整備の推進を目的としたものです。これにより、都道府県においては官民データ活用推進計画の策定が義務付けられたとともに、市町村においても同計画の策定が努力義務とされました。

なお、市町村官民データ活用推進計画の策定にあたっては、同法の規定に基づいて国が策定した「市町村官民データ活用推進計画の手引」において、「手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取り組み」、「官民データの容易な利用等に係る取り組み」、「個人番号カードの普及および活用に係る取り組み」、「利用の機会等の格差の是正に係る取り組み」および「情報システムに係る規格の整備および互換性の確保等に係る取り組み」を基本的な方針としており、この基本的な方針に対応する施策として、地域の特性や実情を踏まえながら、具体的な目標および達成時期を定めて掲載することとしています。

地方の官民データ活用推進計画

○個別施策の5本柱

行政手続等のオンライン化原則（第10条）

オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進（第11条）

マイナンバーカードの普及・活用（第13条）

デジタルデバйд対策（第14条）

情報システム改革・業務の見直し(BPR)（第15条1項）

本計画の策定にあたっては、本計画を「市川三郷町官民データ活用推進計画」としても位置付けることとし、そこに掲載する施策については「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に示された「基本的な方針」および「官民データ活用推進基本法第三章基本的施策」に示された根拠条文との関連性を明示するものとします。

なお、明示にあたっては、本町の取り組む各具体的施策欄に次の要領で表します。

《施策への明示方法》

市町村官民データ活用推進計画策定の手引 基本的な方針	基本法根拠条文	町施策への明示法 (具体的な施策欄)
手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取り組み（オンライン化原則）	第10条	官民デ⑩
官民データの容易な利用等に係る取り組み（オープンデータの推進）	第11条	官民デ⑪
個人番号カードの普及および活用に係る取り組み（マイナンバーカードの普及・活用）	第13条	官民デ⑬
利用の機会等の格差の是正に係る取り組み（デジタルデバイド対策等）	第14条	官民デ⑭
情報システムに係る規格の整備および互換性の確保等に係る取り組み		
情報システム改革・業務の見直し（BPR ²³ ）	第15条第1項	官民デ⑮－1
分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	第15条第2項	官民デ⑮－2

²³ 付録 - 1 用語集⑱

1.3 計画推進に関する基本方針

(1) 計画の基本方針

本計画の基本理念は、「市川三郷町第2次総合計画」を上位計画とし、現在、そして未来に向けた、市川三郷町の情報化進展のあり方を表しています。

市川三郷町 地域情報化計画 基本理念

みんなで つながる 市川三郷

5つの政策方針

誰もが情報（ICT）を身近に

行政事務の効率化・高度化・標準化

住民サービスの高度化

安心安全な地域社会へ

地域の活性に貢献するICT

「誰もが情報（ICT）を身近に」とは

誰もが情報（ICT）を活用することによって生活の利便性や質の向上が期待できます。

例えばスマートフォンを持ち歩くことによって、いつでもどこでも様々な情報を伝達することができますし、様々なサービスを利用することができるようになりました。

一方でICTを活用する人とそうでない人の格差（デジタルデバインド）の問題も大きくなりつつあります。

子どもから大人、高齢者、障がい者、外国人など、だれもが情報化による生活の利便性や質の向上を感じられるよう、それぞれの環境や、年代、目的に合わせた効果的なICTの活用や情報化の進め方等について検討、推進します。

少子高齢化や様々なライフスタイルによる生活の多様化が進む中、様々な場面において住民、事業者と町が一体となって行動し、情報を共有する機会が大切になってきます。これを受けて本計画では、町民協働のまちづくりを進めるために効果的なICTの活用や情報化の進め方等について検討、推進します。

「行政事務の効率化・高度化・標準化」とは

行政事務は住民のさまざまなニーズを満たすため年々多様化、複雑化しています。A I等のI C T技術を積極的に活用して行政事務を効率化することによって、より高度な行政サービスを提供することが可能になり、住民サービスも向上します。

また、R P Aの導入により、業務の一部を自動化させ職員の負担が軽減されることによって、他の業務に従事できるようになり、従来では実現できなかったような住民サービスを展開できるようになります。

I C Tによる行政事務の効率化・高度化・標準化を促進するための情報化について検討、推進します。

「住民サービスの高度化」とは

本町では現在もI C Tを活用した住民サービスを行っていますが、電子申請をさらに拡張したり、マイナンバーおよびマイナポータルサイトの活用、税金・公共料金の決済手段を多様化したりすることにより、来庁することなく行政手続きが行えるようになり、新たな生活様式へ対応できます。

また、住民からの問い合わせや窓口対応もA I等のI C Tを活用することにより24時間の対応や窓口の混雑の解消も期待できます。

生活スタイルが多様化し、住民が望む行政サービスも多様化しています。そのような住民のニーズに応えられるような情報化について検討、推進します。

「安心安全な地域社会へ」とは

住民が快適に生活するため、安心安全は不可欠な要素です。今後S N Sを含め様々な手段を活用し住民に情報を伝達し、また地域の見守りができるよう検討、推進します。

さらに、災害が起きても住民へのサービスが停止することがないように、I C T－B C Pの策定等について検討、推進します。

「地域の活性に貢献するI C T」とは

情報化の進展により、パソコンやスマートフォン等から、自宅や学校、職場にしながら時間や空間を超えて、世界中の人と繋がることのできる環境が実現しました。

これらの技術を活用し観光や学校教育に至る地域の生活に貢献することが可能となります。従来の情報伝達のほか、S N Sやスマートフォンアプリの活用なども検討し、誰もが町の情報に触れ、お互いがつながることができるI C T環境の構築について検討、推進します。

(2) 施策体系

本計画の基本目標に基づき、以下の施策方針、具体的な施策により、本町の情報化を推進します。

具体的な施策

地域情報化

施策目標

みんな

つながる

市川三郷

施策方針 その1	誰もが情報（ＩＣＴ）を身近に
具体的な施策	①様々な情報伝達手段の活用
	②町ホームページの充実
	③スマートフォンの活用
	④デジタルデバイドの解消
施策方針 その2	行政事務の効率化・高度化・標準化
具体的な施策	①ＡＩ－ＯＣＲ、定型業務効率化システム（ＲＰＡ）の導入
	②テレワーク導入の検討
	③ペーパーレス化の推進
	④基幹業務システムの標準化
施策方針 その3	住民サービスの高度化
具体的な施策	①電子申請の拡充・周知
	②マイナンバーカードおよびマイナポータルの活用
	③税金・公共料金の収納方法の多様化
	④窓口業務のＡＩ・ＩＣＴ活用の検討
施策方針 その4	安心安全な地域社会へ
具体的な施策	①防災・災害情報提供手段の強化
	②高齢者・子どもの見守りへのＩＣＴの活用
	③地域住民からの防災・防犯情報の提供と連携
	④災害時でのＩＣＴ業務継続の強化（ＩＣＴ－ＢＣＰ）
施策方針 その5	地域の活性に貢献するＩＣＴ
具体的な施策	①ＳＮＳを活用した情報提供（観光・産業・防災等）
	②ＡＲ・ＶＲを活用した観光情報等の発信の検討
	③小中学校のＩＣＴ環境の向上
	④地域の文化財等のデジタルアーカイブ化の検討

1.4 具体的な個別の施策と計画

(1) 施策方針 その1 誰もが情報（ICT）を身近に

実施事業	① 様々な情報伝達手段の活用									
担当部署	総務課									
事業概要	ICT技術の発展やスマートフォンの普及から、SNSに代表される様々なコミュニケーションサービスが広く使われるようになりました。本町としてはこれらを住民に対する情報伝達手段として活用し、住民サービスの向上を目指します。 ただし、住民アンケートの結果より、インターネットを利用していない方も約3割近くおり、従来通り広報紙や防災無線を活用した情報提供も行っていく必要があります。 【官民デ⑭】									
期待される効果	様々な手段を用いて情報提供することにより、より多くの層に対し、分け隔てなく伝達することができます。									
ア) 事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	② 町ホームページの充実									
担当部署	総務課									
事業概要	住民アンケートによると、42%の方が町の情報をホームページから入手しています。広報紙は主に町民を対象としているのに対し、ホームページは町外の人でも情報を取得できます。 使いやすさの向上を目標にホームページの構成を改善します。コンテンツを充実させ、より有益な情報を入手できるような体制強化に努めます。 また現在、町が保有する情報をオープンデータとして提供しておりますが、今後も住民アンケートでも要望が多かった防災や安心・安全等の分野を広げて継続的に提供します。 【官民デ⑪】【官民デ⑭】									
期待される効果	利用者にとってより使いやすくなり、ホームページを作成する職員にとっては管理しやすくなります。コンテンツの充実により閲覧者数の向上も期待できます。									
事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	③ スマートフォンの活用									
担当部署	総務課									
事業概要	住民アンケートでは、8割以上がインターネットへの接続にスマートフォンを利用し、その割合は情報通信機器の中で最も多くなっています。また、電子メールに加え、各種アプリケーションを使用することで、文字だけでなく画像や映像を使った情報提供が行うことができます。 本町では多くの課で情報提供や電子申請等を行っているところですが、それらにおいてスマートフォンの活用を意識した政策を検討します。 【官民デ^⑭】									
期待される効果	スマートフォンを活用することによって、手軽に情報が入手でき、文字、音声、画像、動画等を利用した住民に分かりやすい情報の提供が行えるようになります。 また、町全体としてスマートフォンを活用した政策を検討することで、使い勝手や機能の向上、コスト削減などについて関係各課での連携が期待できます。									
事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

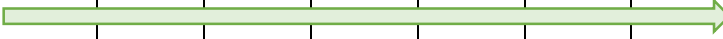
実施事業	④ デジタルデバイドの解消									
担当部署	生涯学習課									
事業概要	住民アンケートの結果より、インターネットを利用する割合は世代が上がるほど低下する傾向にありますが、その理由の約4割が「設定方法や操作方法がわからない」との回答がありました。 町の講習会や情報ボランティアの協力によりデジタルデバイドの解消を行います。また、ネット詐欺対策、SNSの安全な使い方等についても学習する機会を設けます。 【官民デ⑭】									
期待される効果	パソコンやスマートフォン等を利用したインターネットの利用がわからない情報弱者に対する操作研修や情報セキュリティ講習等の支援が行われることで、町内の情報格差解消とともに、住民全体の情報リテラシーの底上げが期待できます。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討										
計画										
設計										
実施										

(2) 施策方針 その2 行政事務の効率化・高度化・標準化

実施事業	① A I－OCR、定型業務効率化システム（RPA）の導入									
担当部署	総務課									
事業概要	A I－OCR（Optical Character Reader）は紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術です。現在は職員が情報システムに入力するため手入力をしていますが、負担は大きく入力ミスリスクも大きくなっています。A I－OCRを導入しデータ化することにより、各業務システムへの自動入力を可能とします。 RPA（Robotic Process Automation）は、パソコンで行うデータ移行等の単純な入力作業を自動化するソフトウェアです。RPAの導入により、「作業時間の短縮（効率化）」や「ミスの少ない正確で的確な処理」が可能となります。 【官民デ⑮－1】									
期待される効果	A IやRPA等の最新システムの導入により、パターンで処理可能な作業や、単純な入力作業時間を短縮することにより、他の創造的業務や住民とのコミュニケーションなどにその時間を充てることができ、住民サービスの向上につながります。									
事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	② テレワーク導入の検討									
担当部署	総務課									
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活様式は急激に変化しました。 その他にも、妊娠、出産、子育て、介護等、生活環境の変化に伴い、本町ではＩＣＴを活用した、いわゆるテレワークの導入について検討を進めてまいります。今後は個々の生活環境も踏まえた働き方についても検討する必要があります。 【官民デ⑮－１】									
期待される効果	職員の生活様式に合わせた勤務方法を選択できることで、従来ならば退職を余儀なくされていた職員も働き続けることが出来るようになります。 また、特殊技能を持つ専門家を臨時職員として外部から雇用し、ＴＶ会議などのＩＣＴを活用してアドバイスを受けることも可能となります。 結果、技術やノウハウの流出を防ぎ、新たな知識等の蓄積も可能と想定されますので、業務の効率化、住民サービスの向上が期待できます。									
事業項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度					
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	③ ペーパーレス化の推進									
担当部署	総務課									
事業概要	庁内会議の紙資料の作成に係るコストの削減と、リアルタイムな情報共有等による円滑な会議の運営を行うためにタブレット端末を活用する等により、ペーパーレス会議の導入を行います。 【官民デ⑮－１】									
期待される効果	会議資料のペーパーレス化は、目に見えるコストの削減が期待されます。 また、タブレット端末による会議資料のデータによる共有化を行うことは、リアルタイムに資料のアンケートや集計等が行え、会議の運営を効率的に行えるとともに、会議結果等も速やかに関連機関や組織、住民等へ連携することができ、作業効率の向上が期待できます。									
事業項目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

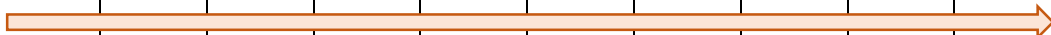
実施事業	④ 基幹業務システムの標準化									
担当部署	総務課									
事業概要	政府の定める標準仕様書に合わせた基幹業務システム²⁴を導入します。 また、業務プロセスにおいても町独自の方式から標準的な方式へ見直しを検討します。具体的には、業務フロー、申請書・届出書等の標準化を行い、業務が円滑に執行できるよう推進、検討を行います。 【官民デ⑮－２】									
期待される効果	業務システムの標準化により業務の効率化やコストの削減が図れます。また、システムの構築も容易となり、常に最適化された柔軟な情報システムを利用することができるようになります。 同時に山梨県市町村総合事務組合が方針で示している、基幹業務システムの市町村共同化への対応も行うことができます。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討										
計画										
設計										
実施										

²⁴ 付録 - 1 用語集②

(3) 施策方針 その3 住民サービスの高度化

実施事業	① 電子申請の拡充・周知									
担当部署	総務課									
事業概要	これまで窓口で行ってきた申請や届出をインターネットを経由して実施できるようにしたもので、窓口に来ることなく、パソコンやスマートフォン等からいつでも、どこからでも申請・届出が可能となり、利便性の向上が図られます。 なお、申請者のなりすまし対策として、マイナンバー制度の開始に伴い、現在ではより安全性の高い認証が可能となっています。総務省では今後マイナンバーカードを使ったオンライン申請やインターネット上の本人認証等での利用機会を増やし、利便性の向上を図るとしています。 町でもマイナンバーカードを使った電子申請をはじめ、広く電子申請の推進、促進を図っていきます。 【官民デ⑩】【官民デ⑬】									
期待される効果	ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、申請窓口に直接来訪できない方もいます。各種申請方法の多様化を図ることで住民の利便性が向上します。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	② マイナンバーカードおよびマイナポータルを活用									
担当部署	町民課、総務課									
事業概要	2020（令和2）年12月現在、町民の約2割の方がマイナンバーカードを保有しています。2020（令和2）年度には、マイナンバーカードを活用したポイント還元（マイナポイント）が行われ、保険証としての利用が開始されます。 また、ポータルサイト（マイナポータル）では、自身の社会保険料の確認や各種マイナンバーに係る情報を得ることができます。 町では、マイナンバーカードの普及とともに、制度の活用方法について住民へ周知いたします。また、町独自のマイナンバーカードの利用方法について検討します。 【官民デ⑬】									
期待される効果	今後マイナンバーカードは、保険証をはじめとした各種証明書等との統合が行われ、町役場での手続き簡略化等、住民の利便性が向上します。また、ポータルサイトへは個人ごとの情報伝達が行えるため、健康や福祉に係る町からのきめ細やかな情報伝達を住民へ提供することができます。また、町独自のマイナンバーカードの利用を進めることでカードの普及率の向上も期待できます。									
事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	③ 税金・公共料金の収納方法の多様化									
担当部署	税務課・生活環境課									
事業概要	現在、税金・公共料金の収納方法として、役場派出所や金融機関等に加えて、コンビニエンスストアやゆうちょ銀行（郵便局）の窓口・ＡＴＭで可能となっています。 今後は、クレジットカードやスマートフォンを活用した決済手段の導入を検討し、キャッシュレス化にも対応した納付機会のさらなる利便性の向上を図り、また外出することなく在宅環境でも納付ができるよう多様な住民のニーズに対応いたします。 【官民デ⑩】									
期待される効果	多様な税金・公共料金の収納方法を整備することは、近年多様化した住民のライフスタイルに対応するとともに、収納機会が増えることで、本町の収税率向上につながるようになります。									
事業項目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	④ 窓口業務のA I ・ I C T活用の検討							
担当部署	総務課							
事業概要	住民からの問い合わせや窓口業務の受け答え等、チャットボット²⁵に代表されるA Iを活用することで住民のライフスタイルに合わせて24時間対応可能となります。 聴覚障がい者の方には音声認識アプリ、外国人の方には翻訳アプリを活用するなど、I C Tの活用を検討いたします。 【官民デ⑭】【官民デ⑮－1】							
期待される効果	A IやR P A等の最新システムの導入により、パターンで処理可能な作業や、単純な入力作業時間を短縮することにより、他の創造的事業やより高度な住民とのコミュニケーションなどにその時間を充てることができ、住民サービスの向上につながります。							
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
検討								
計画								
設計								
実施								

²⁵ 付録 - 1 用語集④

(4) 施策方針 その4 安心安全な地域社会へ

実施事業	① 防災・災害情報提供手段の強化									
担当部署	防災課									
事業概要	災害時には、町民に対する迅速かつ正確な情報提供が必要とされます。そのため、様々な災害や町民が情報を受け取るシチュエーションを想定し、その時々で利用できる情報伝達手段を最大限に活用できる方法を検討します。 現在運用している防災行政無線の継続利用と共に、放送内容を防災メールとして携帯電話やスマートフォン等へ配信するサービスの実施を検討します。 【官民デ⑭】									
期待される効果	住民アンケートでも関心が高い防災関連の情報は、様々な情報伝達手段からの情報を入手することにより、より多くの町民が情報に触れることができるようになります。 ただし、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器から提供する情報については、情報弱者がいることを想定し、情報提供の補完方法も用意することが必要です。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	② 高齢者・子供の見守りへのICTの活用									
担当部署	福祉支援課、教育総務課									
事業概要	現在行っている高齢者の見守りサービスの強化を行います。 ICTを用いて不審者情報や災害時の状況を保護者に通知するサービスを検討します。 【官民デ⑭】									
期待される効果	高齢者や子供の見守りは命に関わる重要な問題であり、本人や周囲の人々にも大きな負担となります。ICT技術を活用し、負担を軽減し効果的な見守りを行うことができます。									
事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

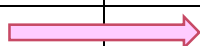
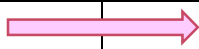
実施事業	③ 地域住民からの防災・防犯情報の提供と連携									
担当部署	防災課									
事業概要	防災や防犯に関する地域の情報を、住民からスマートフォンの写真で提供してもらうことにより収集できる仕組みを検討します。 【官民デ⑮－１】									
期待される効果	職員だけでは収集しきれない情報を、住民の協力を得ることで収集でき、迅速で適切な対応が可能になり、循環業務の負担が軽減されます。住民は町からの情報を入手できることにより安心して生活することができます。									
事業項目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

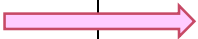
実施事業	④ 災害時でのICT業務継続の強化（ICT-BCP）									
担当部署	総務課									
事業概要	町役場における業務の多くは情報システムに依存しており、災害時でも情報システムが稼働していることが極めて重要になります。そのため町役場業務全体の業務継続計画（BCP）を作成するとともに、情報システムに特化した業務継続計画（ICT-BCP）を作成し、業務の継続力を高めていきます。 また、基幹業務システムは既に峡南広域行政組合情報センターに委託しており、災害時でも業務が継続できる仕組みを構築しています。									
期待される効果	災害時でもシステムが停止することなく、業務継続が可能となることにより、災害発生直後の迅速な情報収集連絡体制の確立と、住民への救急・救命、避難対策、生活支援が効率良く行うことができ、結果として住民の生命・財産を守るための業務を継続できます。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討	→									
計画		→								
設計			→							
実施				→						

(5) 施策方針 その5 地域の活性に貢献するICT

実施事業	① SNSを活用した情報提供（観光・産業・防災等）									
担当部署	商工観光課、防災課、総務課									
事業概要	本町ではLINE 公式アカウントを開設し、イベント情報や生活に役立つ情報等を、また公式Twitterでは、主にふるさと納税の情報を提供しています。 今後はこれらのSNSを有効活用し、観光や特産品の情報を発信しPRを行うようにします。 また、住民アンケートの結果よりSNSを利用する割合は7割以上あり、防災情報や行方不明者の情報等の情報提供手段として活用することも検討します。									
期待される効果	SNSの活用の範囲を観光や産業へ広げることにより、新たな地域や年齢層の需要を喚起することができます。									
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
検討	→									
計画	→									
設計		→								
実施			→							

実施事業	② AR・VRを活用した観光情報等の発信の検討								
担当部署	商工観光課								
事業概要	町内の主要な観光地でスマートフォンのアプリケーションを提供することによりARやVRを活用することを検討します。 例えば、観光地でスマートフォンのカメラをかざすと観光情報を表示させたり、動画を再生させたりすることにより、観光客に対して多くの体験を提供することができるようになります。								
期待される効果	本町に興味を持つきっかけや、興味を持った人に対して魅力を伝える手段としてICTを活用することで観光客の増加が期待できます。 また、観光に訪れた人に対して、新たな観光地の提案や、特産品の紹介を行うことが可能になり、観光の満足度を向上させることができます。								
事業項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
検討									
計画									
設計									
実施									

実施事業	③ 小中学校のＩＣＴ環境の向上									
担当部署	教育総務課									
事業概要	文部科学省が推進するGIGAスクール構想により、町内小中学校のW i - F i 環境の整備、一人一台パソコン（タブレット端末）の整備が進められています。児童・生徒の学校教育におけるＩＣＴ化を推進します。 【官民デ⑭】									
期待される効果	児童・生徒のＩＣＴ環境が整備されることで、ＩＣＴ教育の推進および、情報リテラシーの向上が期待できます。									
事業項目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

実施事業	④ 地域の文化財等のデジタルアーカイブ化の検討									
担当部署	生涯学習課									
事業概要	デジタルアーカイブ²⁶とは、資料館や図書館の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源等をデジタル化して記録保存を行うことです。 身近な情報やお祭り等の状況を撮影し、町の記録用データベースとして管理し、公開可能な画像・動画に関しては町の紹介や観光名所紹介等として、ホームページ上等で公開すること等を検討します。画像・動画の作成には、デジタルカメラの他、スマートフォンでも容易にデータベースに登録できるような仕組みを検討します。 また、既に登録されている文化財についてもデジタル化することを検討します。 【官民デ⑮－２】									
期待される効果	郷土の文化や、地元の情報等を画像・映像として記録し、後世に残すことができ、インターネットを介して世界中の人々に見てもらうことができます。災害等で文化財が破損した場合もデジタルであれば保存が可能です。									
事業項目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
検討										
計画										
設計										
実施										

²⁶ 付録－１用語集⑤

15 推進体制

16 計画の推進体制

本町では、情報化を推進するため、「情報化推進委員会」を設置しています。本計画に掲げた各施策については、毎年度この推進本部に進捗を報告し、進行管理を行っていきます。

なお、個々の施策については、基本的には各主管課において推進していくものとしませんが、施策の推進にあたり複数課の連携が必要になる場合は、「情報化推進委員会」において検討を進めていきます。

17 職員研修

情報化を効果的に推進するには、ＩＣＴスキルの向上が欠かせません。また、本町が預かっている住民の大切な情報を守るためにも、職員の情報セキュリティ対策力の向上が必須であると考えています。

そのため、以下のような研修を職員に対して実施します。

（１）情報活用能力向上のための研修

業務の効率化を図るために、各種業務用アプリケーション・ソフトウェア等を応用的に活用するための研修を実施します。

（２）情報セキュリティ対策のための研修

情報セキュリティ対策は、情報化の進展とともに変化していきます。そのため、常に最新の情報セキュリティ知識を理解するとともに、町職員として情報セキュリティ遵守を徹底するための研修を定期的かつ継続的に実施します。

18 推進スケジュール

本計画に掲げた各事業については、毎年度進捗状況を評価し、必要に応じてスケジュールの変更や事業の見直しを行っていきます。

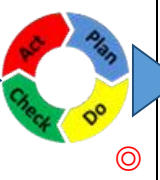
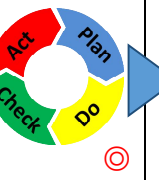
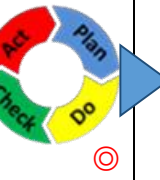
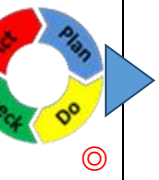
また、計画期間の中間年度 2023（令和 5）年度には、社会情勢や情報化技術の進展および事業の進捗状況を総合的に評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

また、計画期間の最終年度 2025（令和 7）年度には、毎年度の事業の進行状況や社会情勢、町民ニーズ等を踏まえて次期情報化計画の検討を実施していきます。

以下に、本計画における推進スケジュールを示します。

「情報化推進スケジュール²⁷」

◎必須 ▲必要に応じて

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画						
	▲ 事業スケジュール 見直し	▲ 事業スケジュール 見直し	▲ 計画中間見直し	▲ 事業スケジュール 見直し	◎ 新計画の検討	
推進 体制	◎ 推進体制確立	▲ 体制見直し	▲ 体制見直し	▲ 体制見直し	▲ 体制見直し	
進行 管理						

²⁷ 付録 - 1 用語集④

付録

1 用語集

①オープンデータ

国、地方自治体および事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

②基幹業務システム

地方自治体の行政事務のうち、住民に接する業務を扱うシステムのこと。主な業務として、住民記録、税、福祉等が挙げられる。

③クラウド（サービス）

事業者等によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性をもつ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。

④チャットボット

メッセージサービス上で、ユーザからの自然言語による問いかけに対して、人ではなく自動応答する技術のこと。

⑤デジタルアーカイブ

図書館、博物館、美術館などにある書籍や骨董品など、有形・無形の所蔵品をデジタル化して保存等を行うこと。

⑥デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

⑦デジタル技術

デジタルを前提とした技術のこと。デジタルとは数値化されたデータを意味し、世の中に存在するモノや出来事などをコンピュータで扱えるデータの形にした状態を指す。デジタル技術の代表的なものとしては、現在急速に発展しつつある、AIやIoTなどが挙げられる。

⑧デジタルサイネージ

デジタル技術を活用し、平面ディスプレイ等によって映像や画像、情報等を表示する電子的な掲示板のこと。

⑨デジタルデバイド

インターネット、パソコン等のICTを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

⑩デジタルトランスフォーメーション

Digital transformation (DX) のこと。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

⑪テレワーク

デジタルを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。一般的に、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務などがある。

⑫マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードの各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

⑬マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人一人がアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人一人が様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

⑭マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバー法に基づき発行される身分証明書の一つであり、所有者の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）、証明写真などを券面に表示したもの。

⑮マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

国内の市区町村に住民登録のある全ての国民にマイナンバー（個人番号）を割り当て、同一人であることを確認するための制度で、「公平・公正な社会の実現」、「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的とするもの。法人には、1法人一つの法人番号が割り当てられる。

⑯ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連の手続きを全て完了させられるように設計されたサービス、または最初に使用した一つの窓口で必要とする全てのサービスが受けられるサービス形態のこと。

⑰AI

Artificial intelligence（人工知能）の略で、蓄積されたデータを基にその最適値を判断する機能。温度の変化によって機能を動作させる家電など比較的単純なものから、データのみならずルールも自ら学習することで、判断の精度がより向上するものまで幅広く研究・開発されている。

⑱BPR

Business Process Reengineeringの略で、既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すこと。国民、事業者および職員の負担を軽減するとともに、事務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組のこと。

⑲GIGAスクール構想

児童・生徒向けの一人1台の教育用タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークの2つを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させるという文部科学省の構想のこと。

⑳ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報処理や通信に関連する技術のことで同じような意味で使われるITよりも情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションに重きを置いた言葉。

㉑ICTリテラシー

インターネットをはじめとする情報技術を適切に活用する基礎的な知識や技能のこと。

㉒IoT

Internet of Things の略で、身の回りのあらゆるものがインターネットにつながる仕組みのこと。パソコンなどのこれまでもインターネットにつながっていたものだけでなく、エアコンやスピーカーなどの電化製品や、これまでインターネットと無縁だったモノがインターネットにつながることで、遠隔操作や制御、認識ができるようになる。

㉓LGWAN

Local Government Wide Area Networkの略で、総合行政ネットワークと訳される。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

㉔PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）、実施（do）、検証・評価（check）、見直し・改善（action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

②⑤RPA

Robotic Process Automationの略で、プログラムを使って業務を自動化する仕組みのこと。

②⑥SNS

Social Networking Serviceの略で、人と人とのコミュニケーションをインターネット上で構築するサービスのこと。Facebook、Twitter、LINE、Instagramなどが代表的なSNSとして挙げられる。

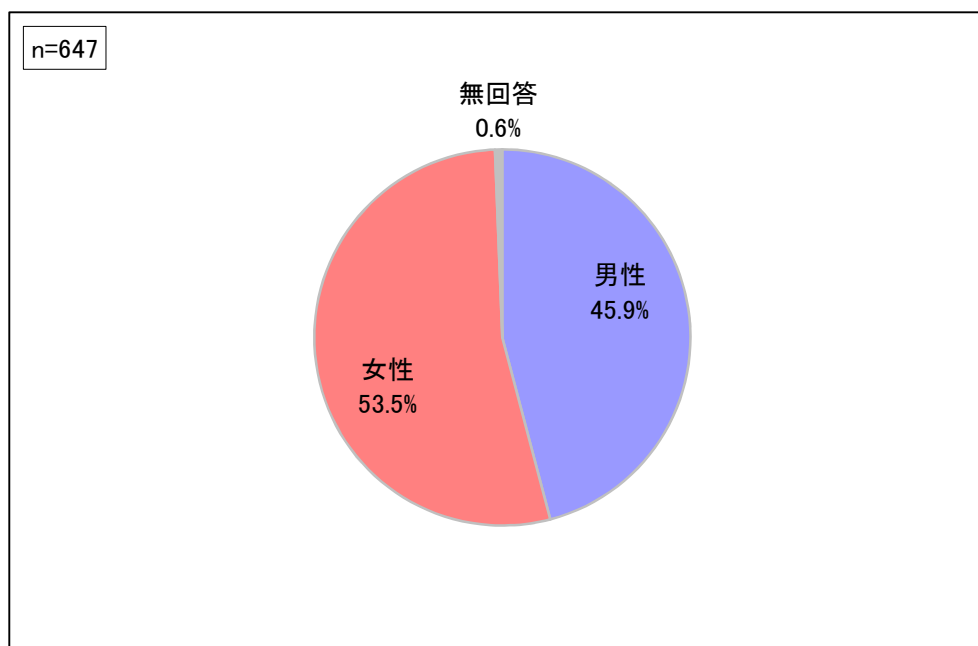
②⑦5G

現在主流となっている4Gの次世代モバイル通信規格のこと。4Gと比較して通信速度は20倍、同時接続数は10倍で、自動運転や遠隔治療等の医療分野など多方面での利用が可能。

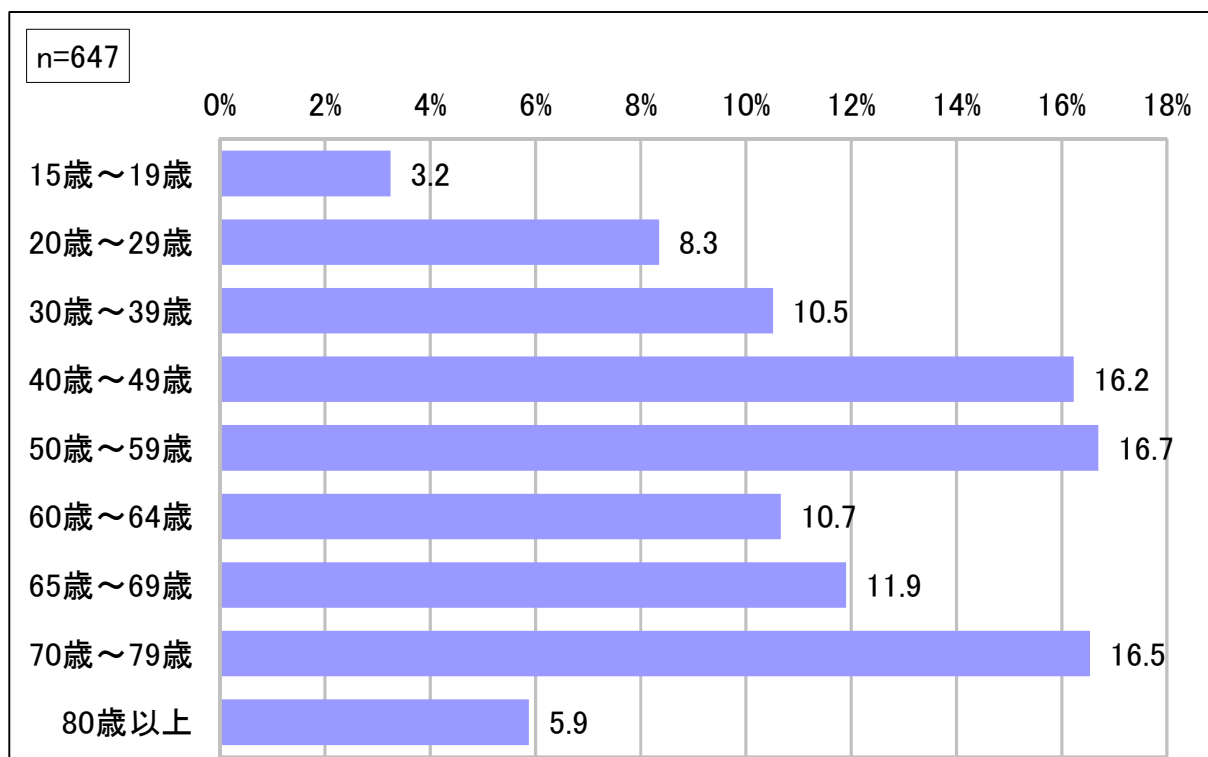
2 住民アンケート結果

1 あなたご自身についておうかがいします。

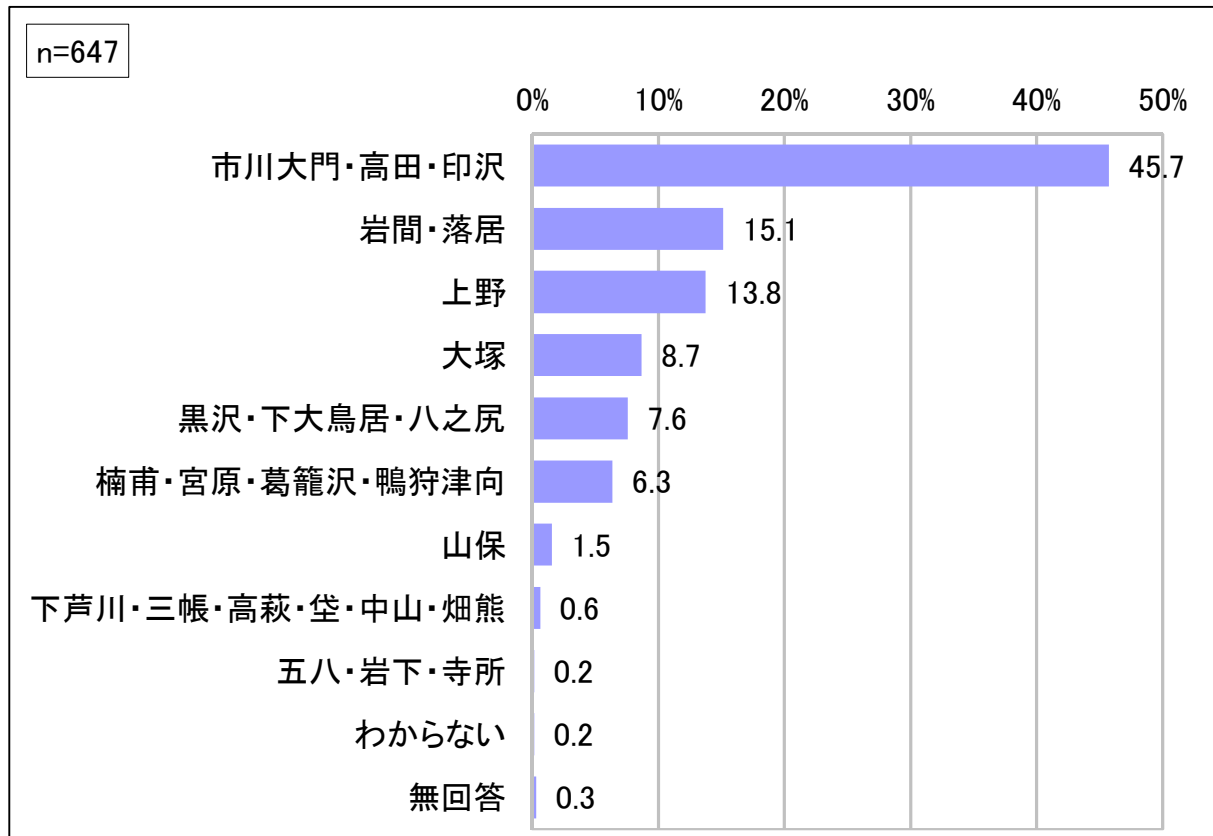
問1 性別をお答えください。



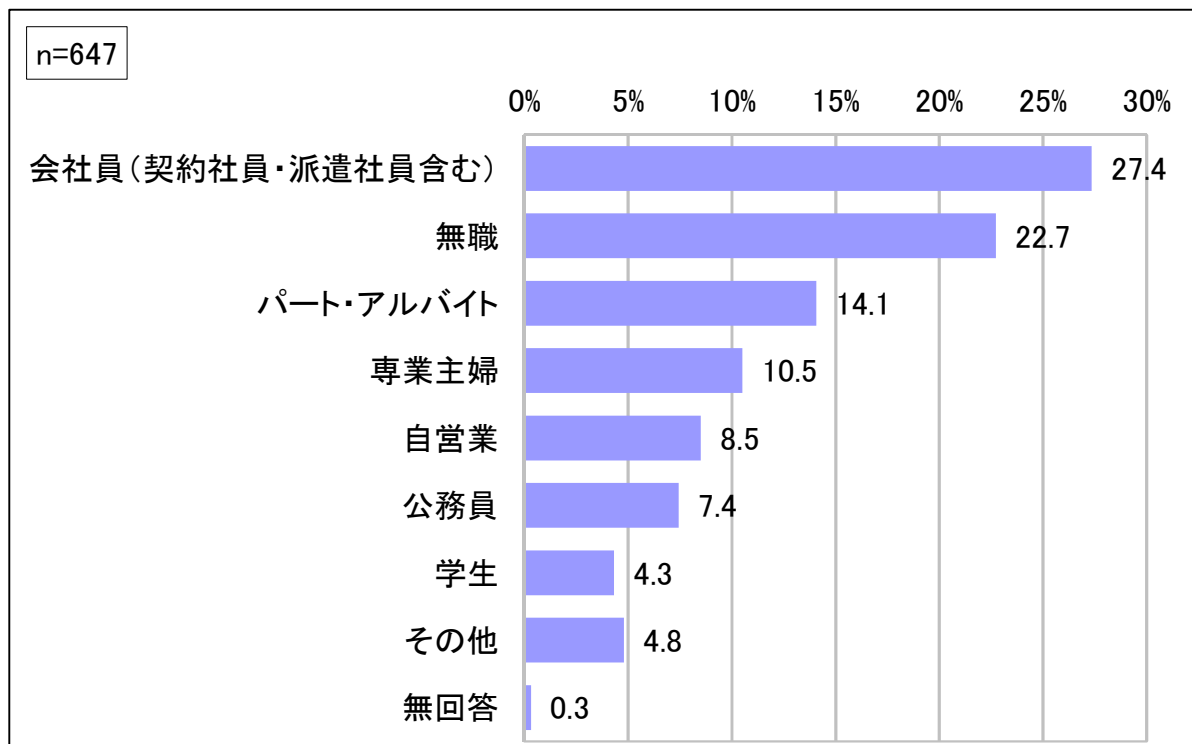
問2 年齢をお答えください。



問3 お住まいの地区をお答えください。



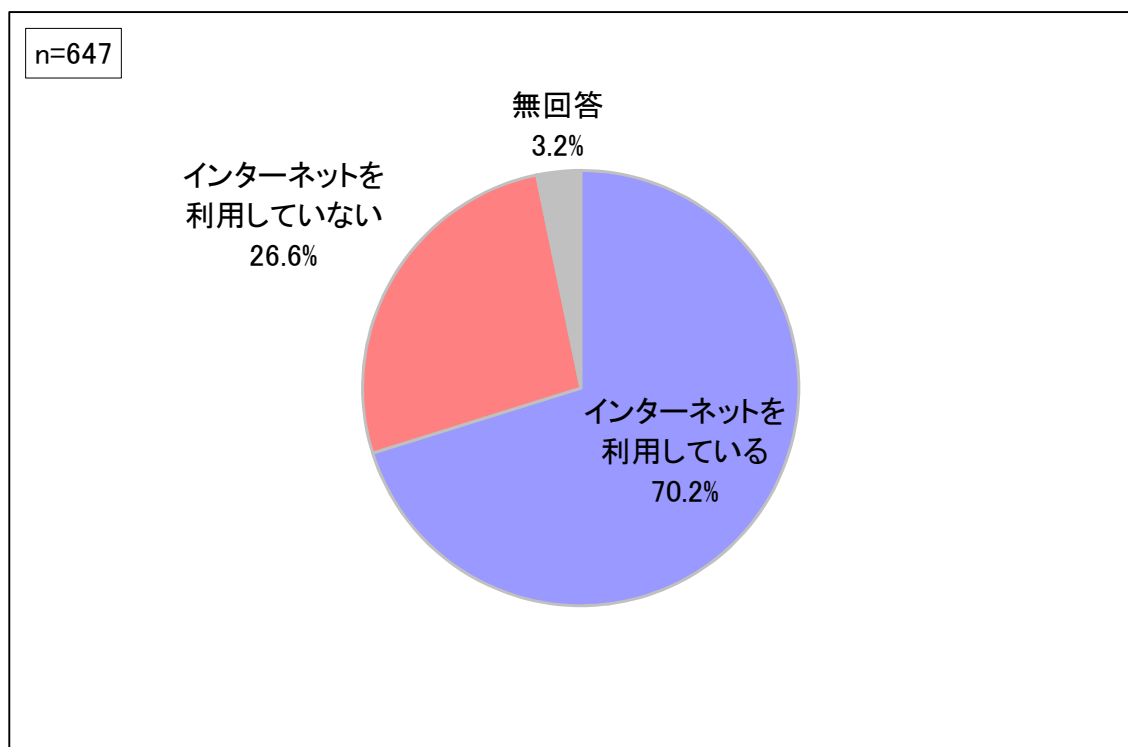
問4 ご職業をお答えください。(〇は1つだけ)



Ⅱ あなたご自身のインターネットや情報機器の利用状況などについておうかがいします。

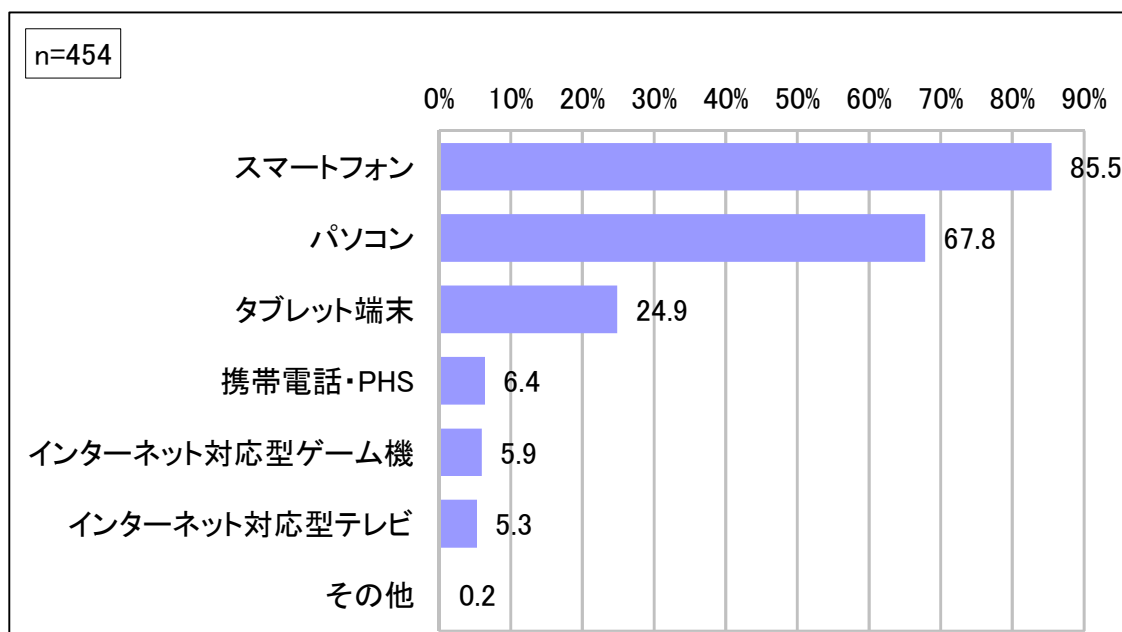
問5 【すべての方におうかがいします】

あなたは、日常的にインターネットを利用していますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。



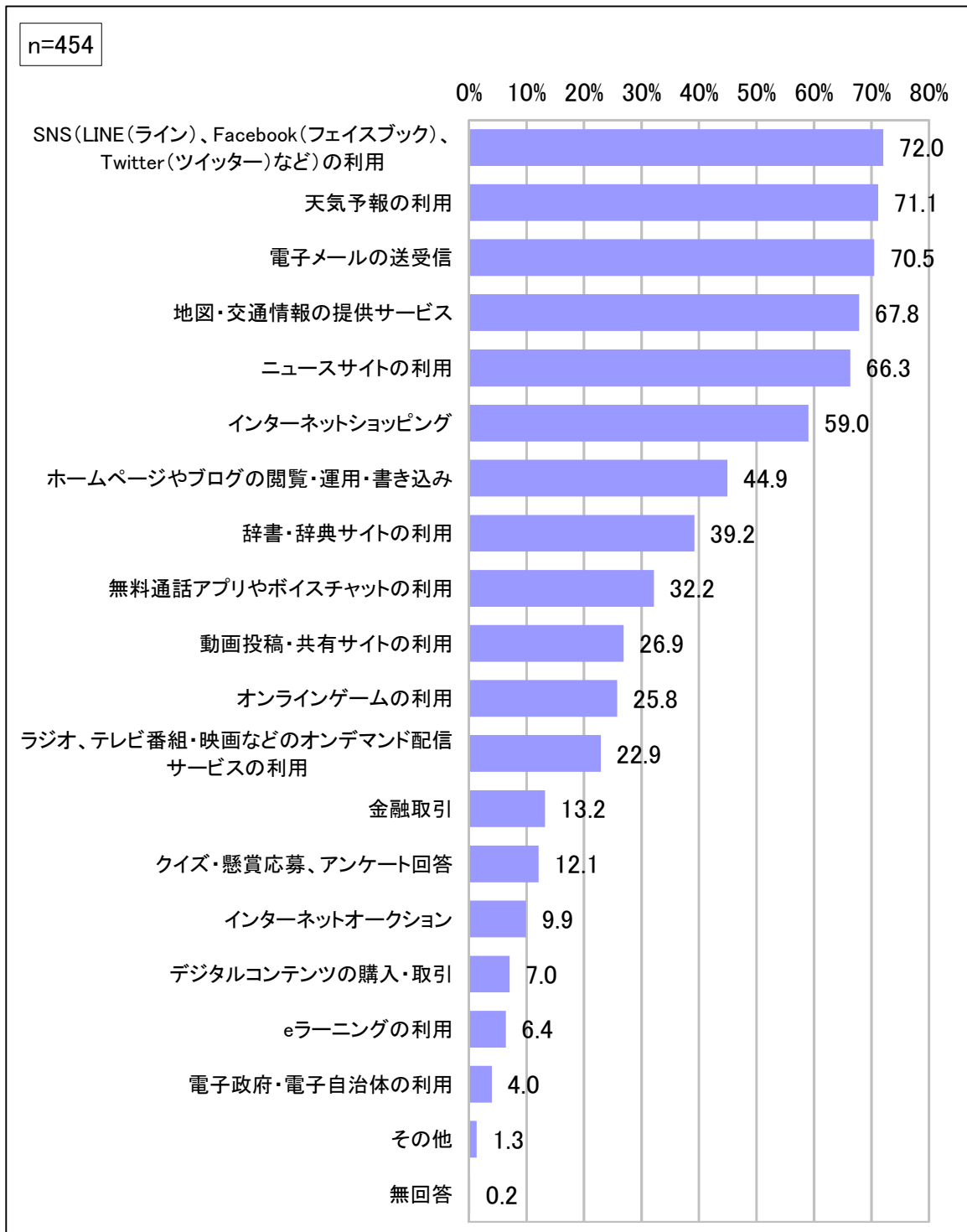
問6 【「インターネットを 利用している」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用する際に、使用する機器をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



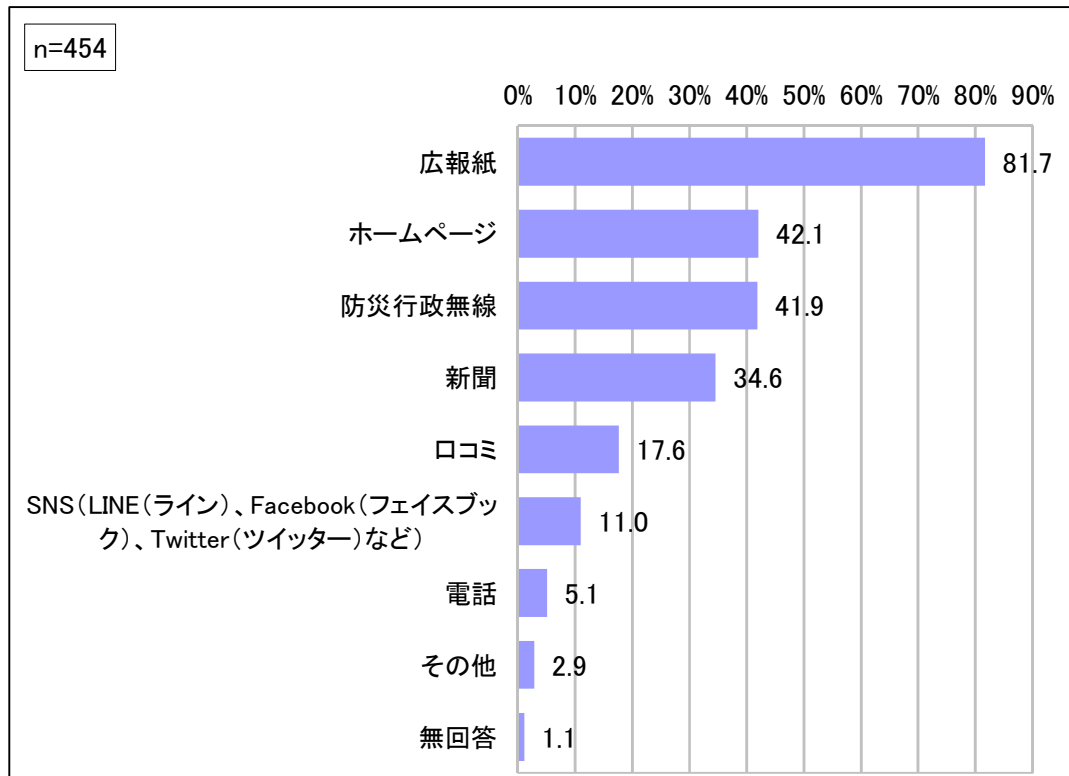
問7 【「インターネットを 利用している」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用する目的をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



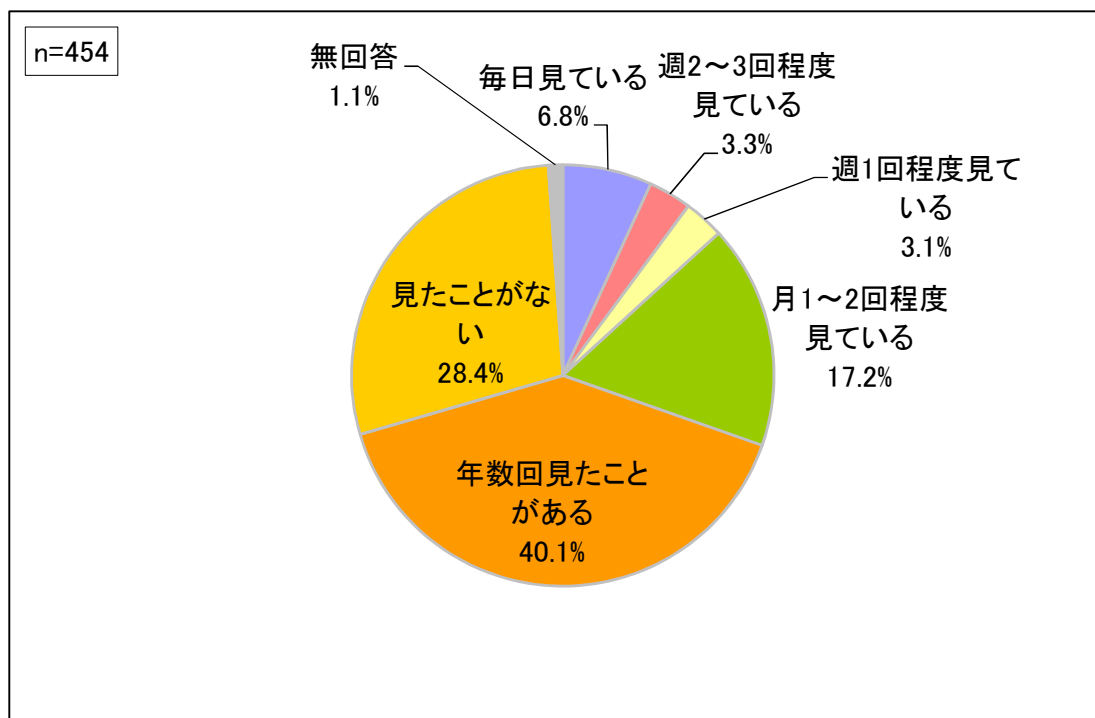
問8 【「インターネットを 利用している」方におうかがいします】

あなたは、どのような手段で町の情報を取得していますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



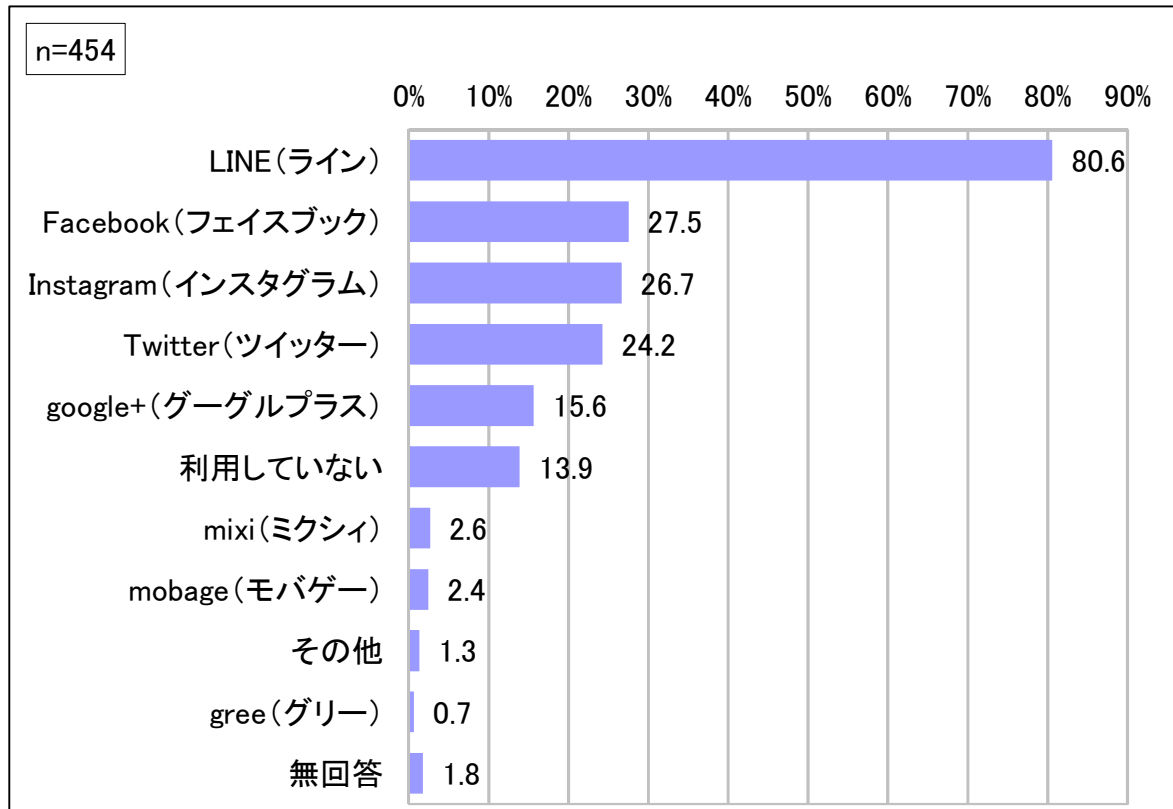
問9 【「インターネットを 利用している」方におうかがいします】

あなたは、どれくらい町の公式ホームページやFacebook（フェイスブック）をご覧になっていますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。



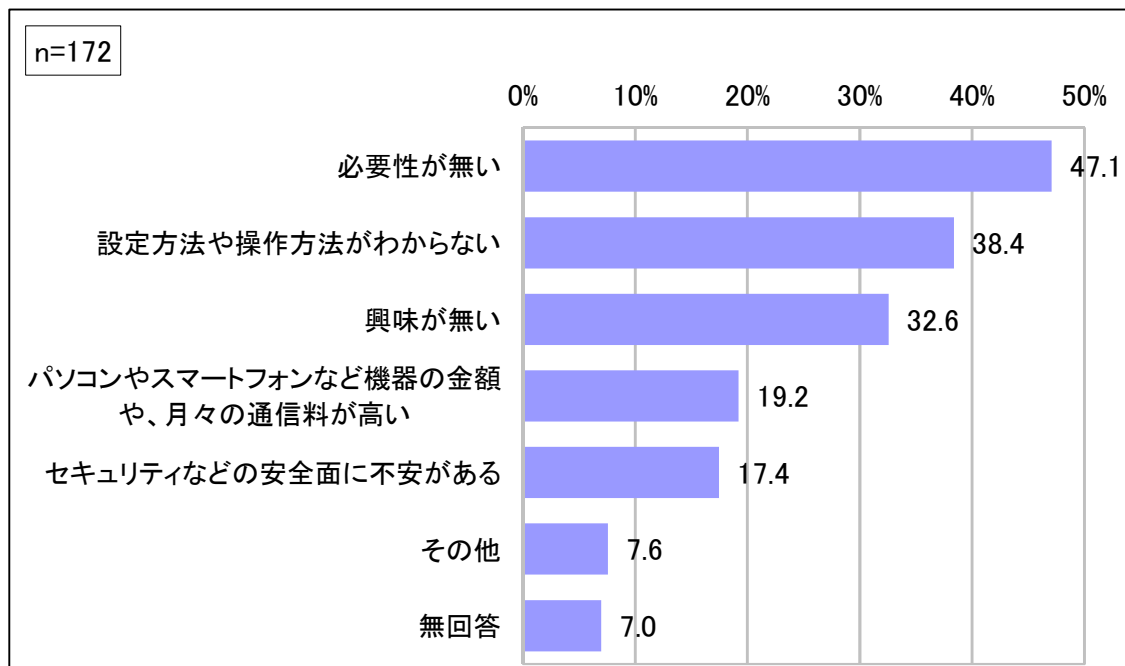
問10 【「インターネットを 利用している」方におうかがいします】

あなたは、どのようなSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用していますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。（※回答後は問12へ進んでください）



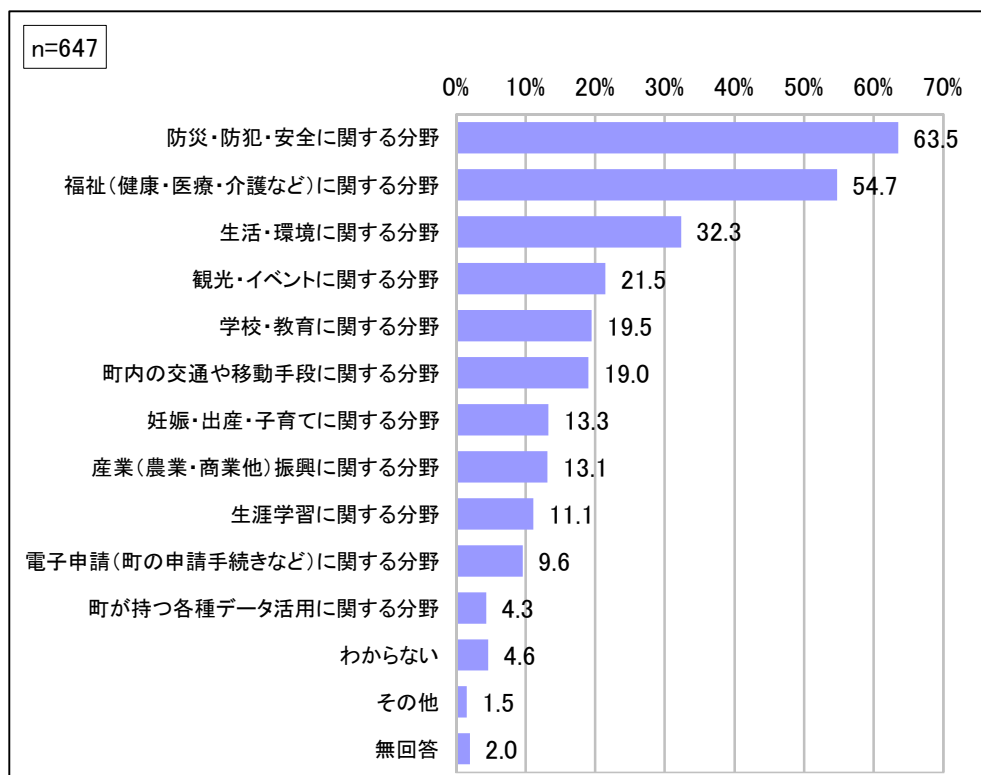
問11 【「インターネットを 利用していない」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用しない理由をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



問１２ 【すべての方におうかがいします】

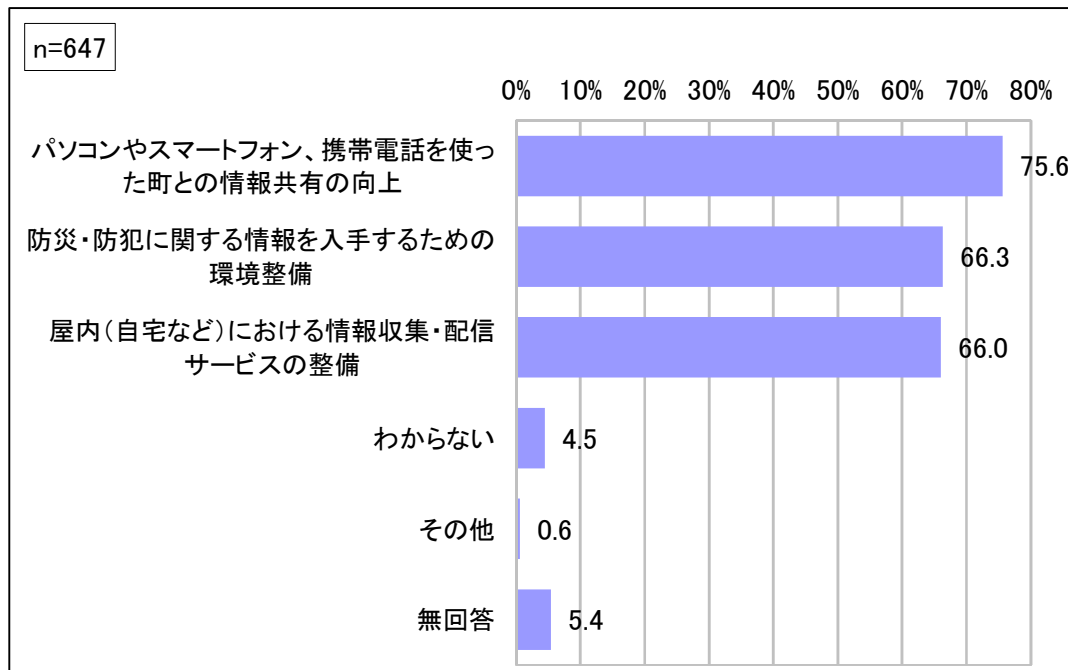
市川三郷町の行政サービスで、あなたの関心や利用意向が高い分野をお答えください。あてはまるものを３つ以内で選び、番号に○印をつけてください。



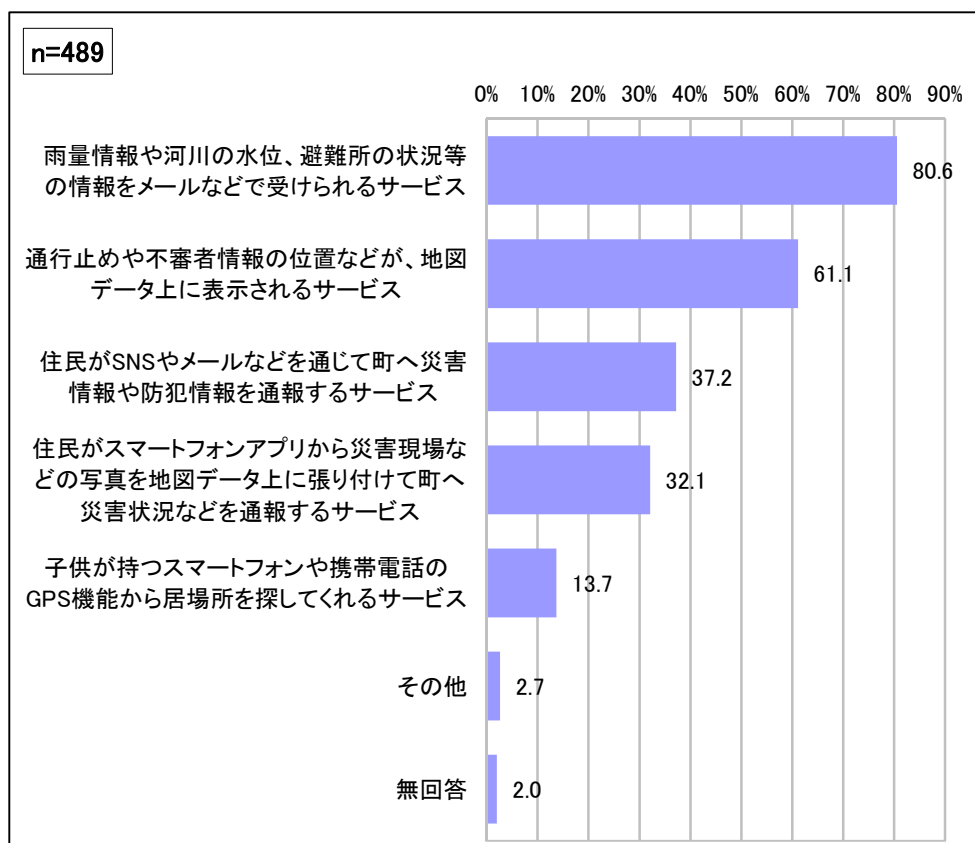
問１３ 【すべての方におうかがいします】

行政サービスの各分野で、あなたが必要とする（市川三郷町にあると良いと思う）サービスをお答えください。希望するものを３つ以内で選び、番号に○印をつけてください。

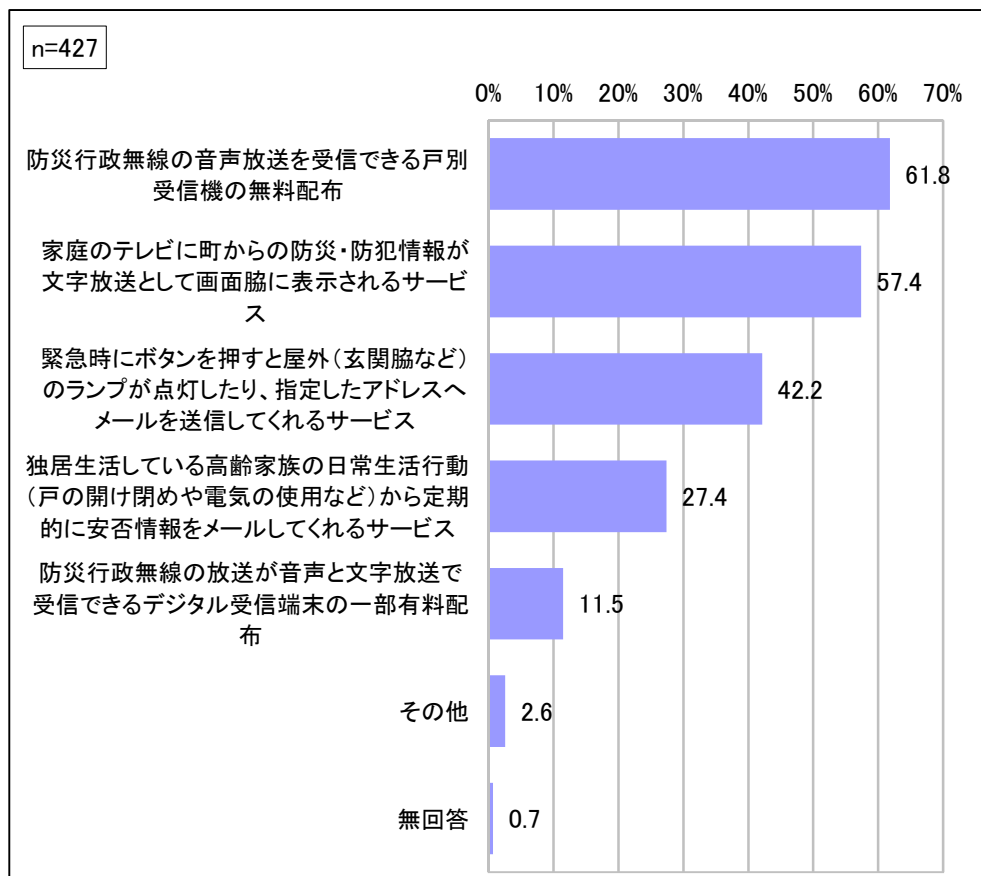
サービス分野（１）防災・防犯・安全に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サービス



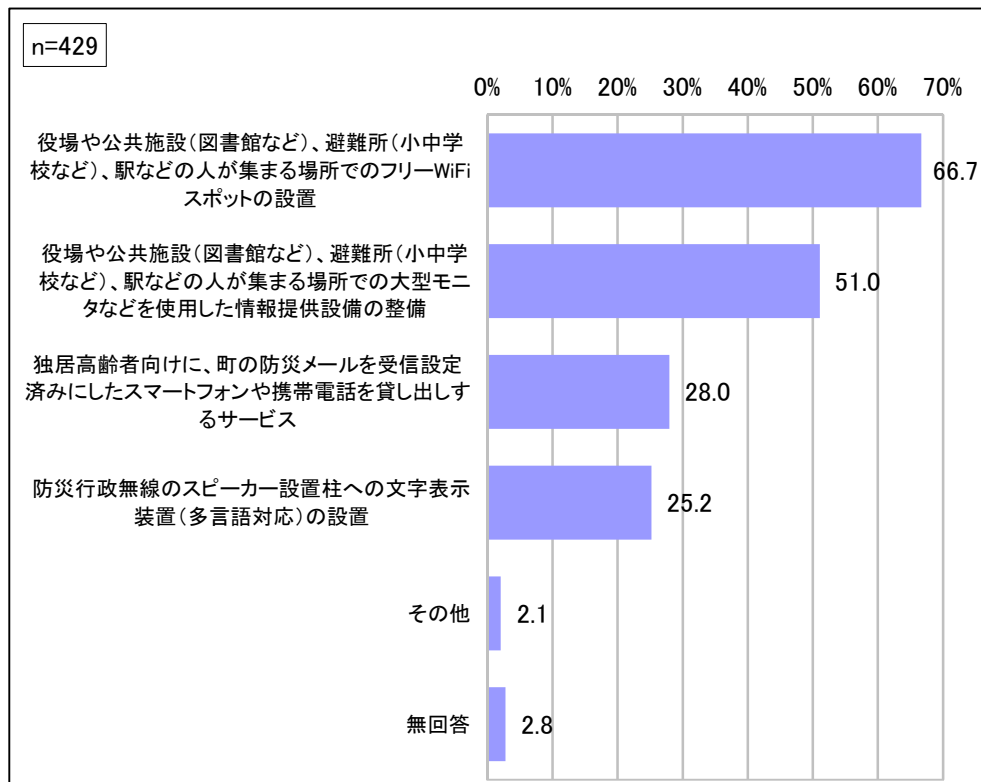
1 パソコンやスマートフォン、携帯電話を使った町との情報共有の向上



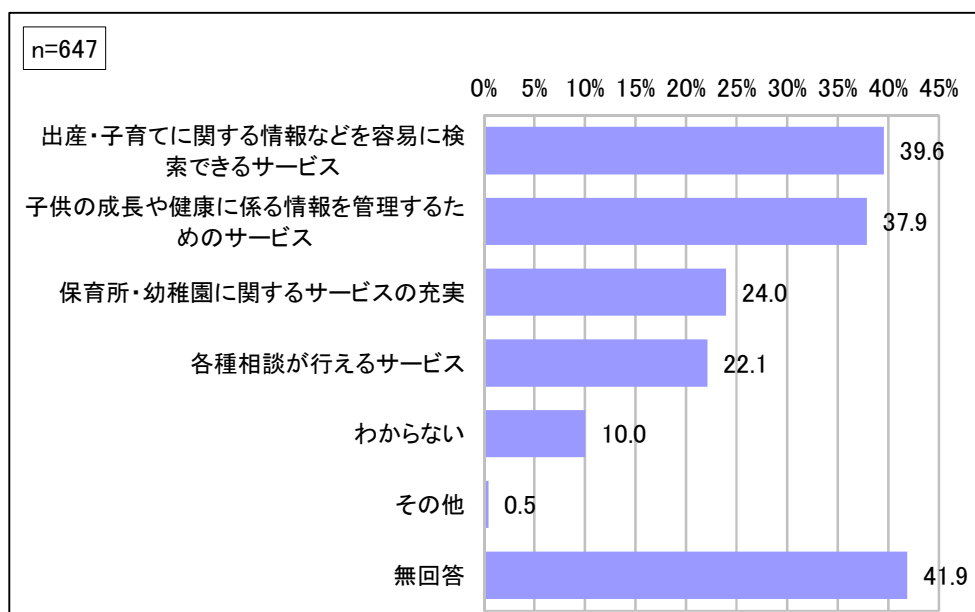
2 屋内（自宅など）における情報収集・配信サービスの整備



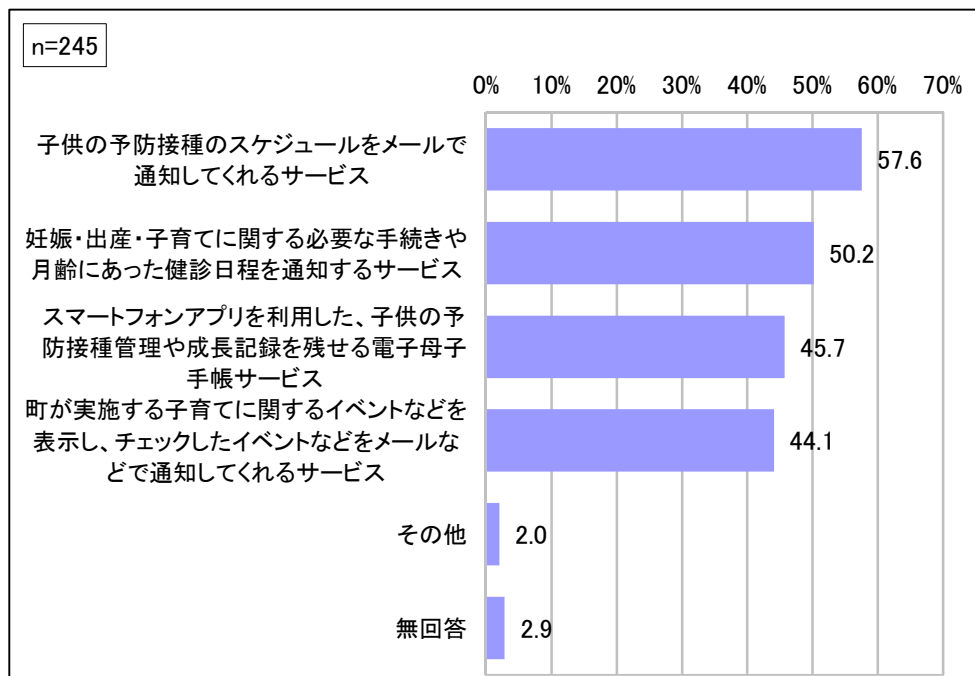
3 防災・防犯に関する情報を入手するための環境整備



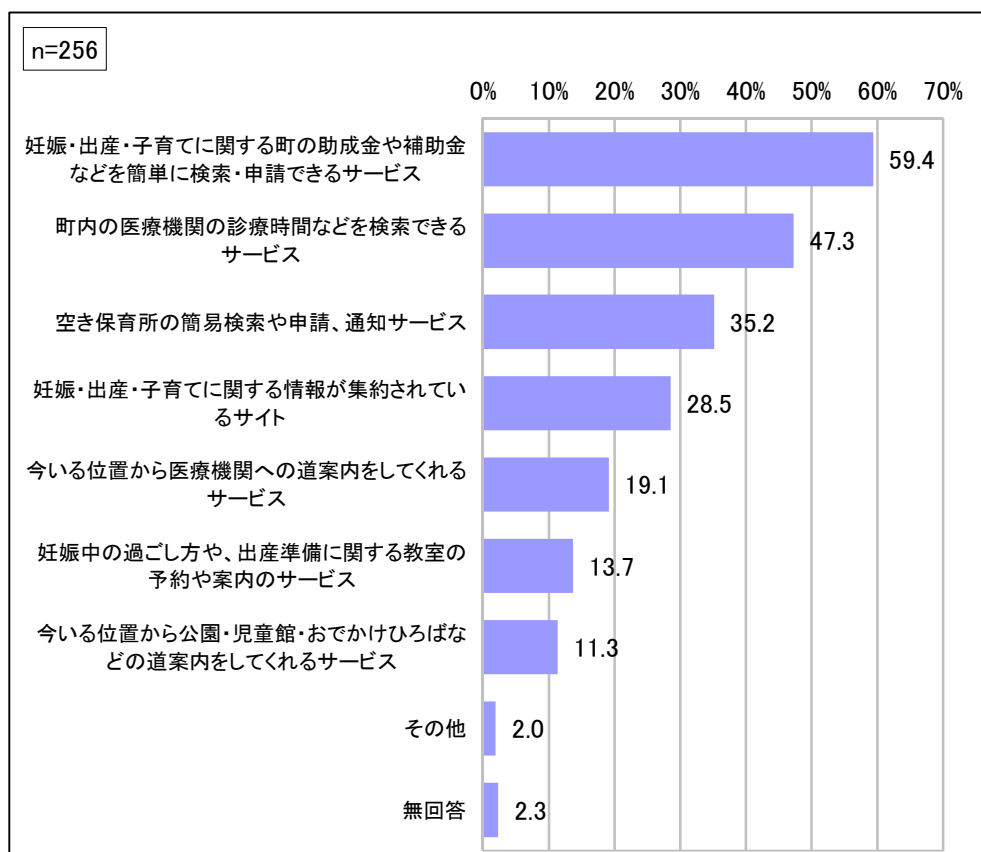
サービス分野(2) 妊娠・出産・子育てに関する分野であなたの望む(あると良いと思う)サービス



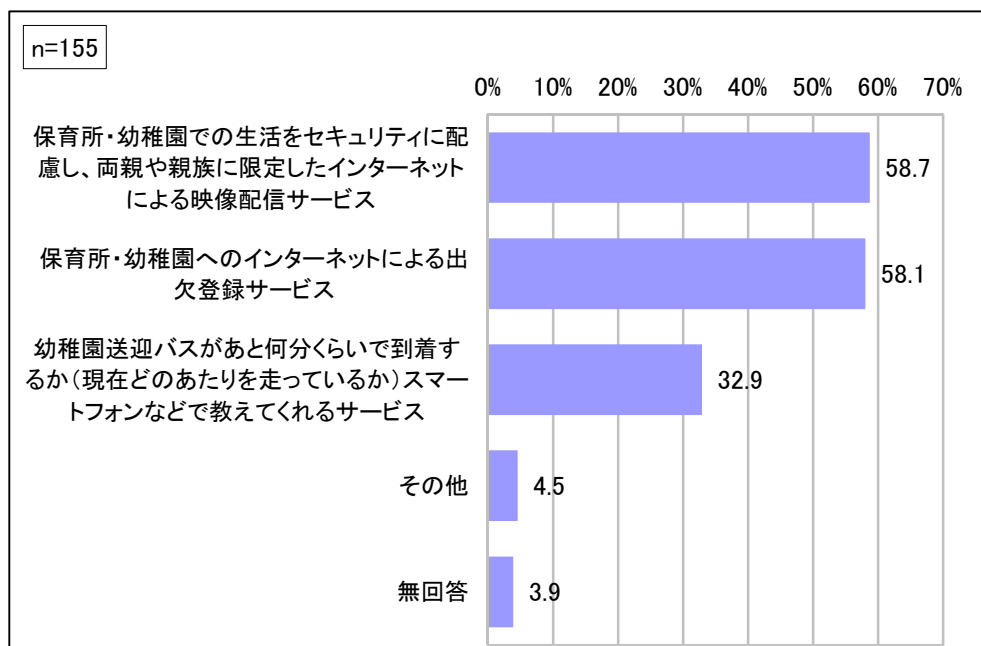
1 子供の成長や健康に係る情報を管理するためのサービス



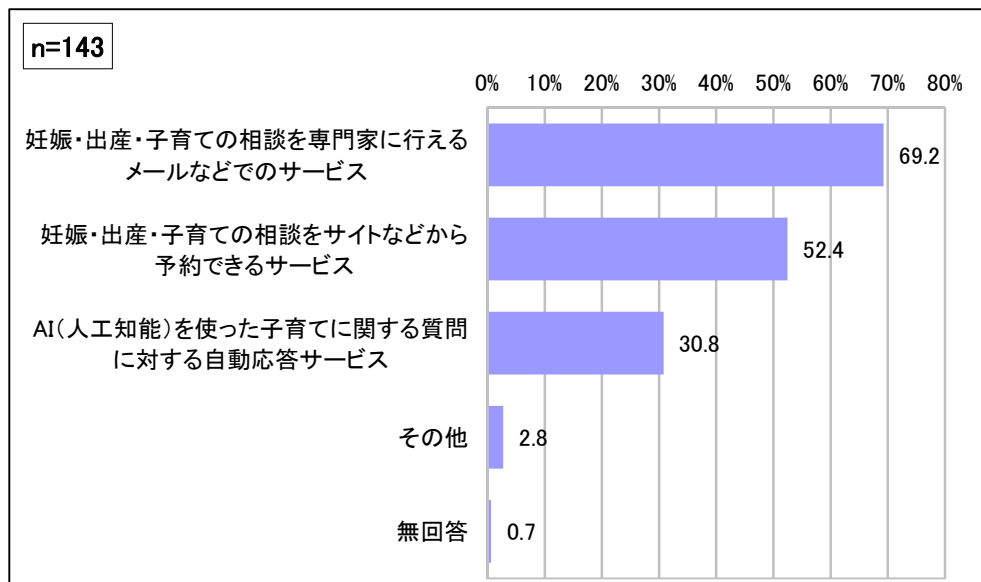
2 出産・子育てに関する情報などを容易に検索できるサービス



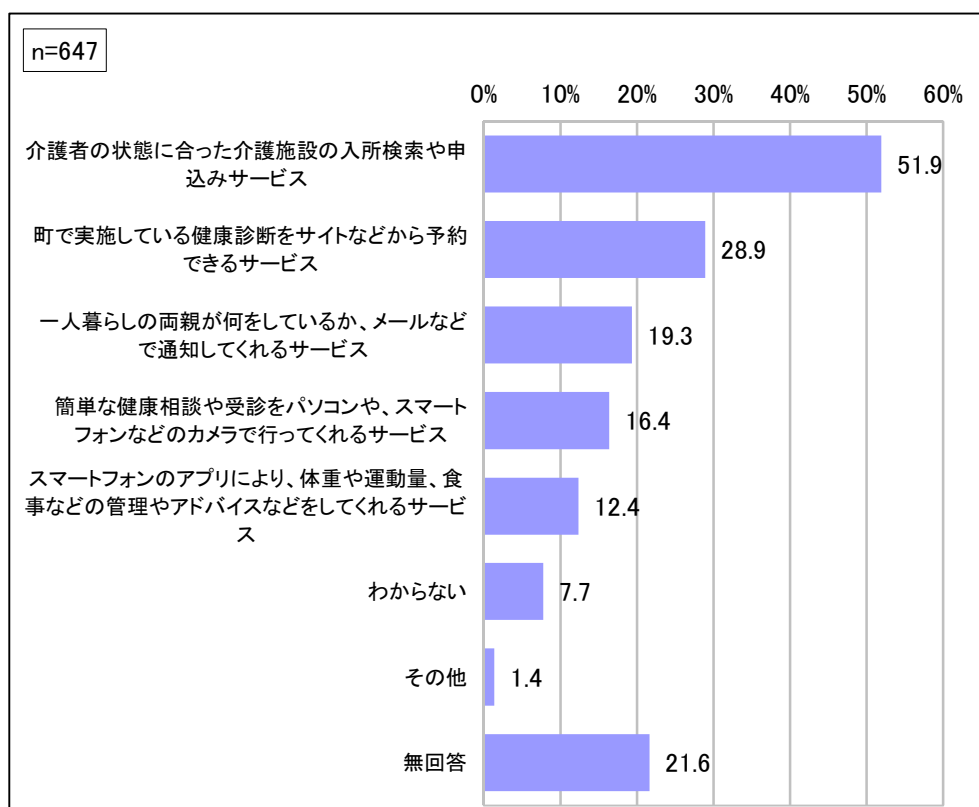
3 保育所・幼稚園に関するサービスの充実



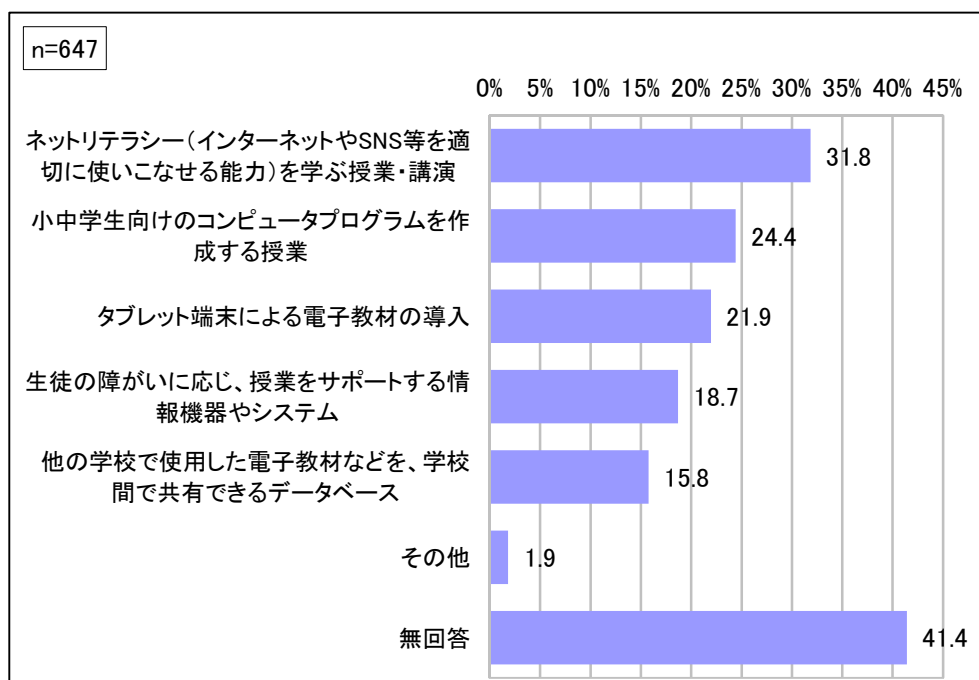
4 各種相談が行えるサービス



サービス分野（３）福祉（健康・医療・介護など）に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サービス

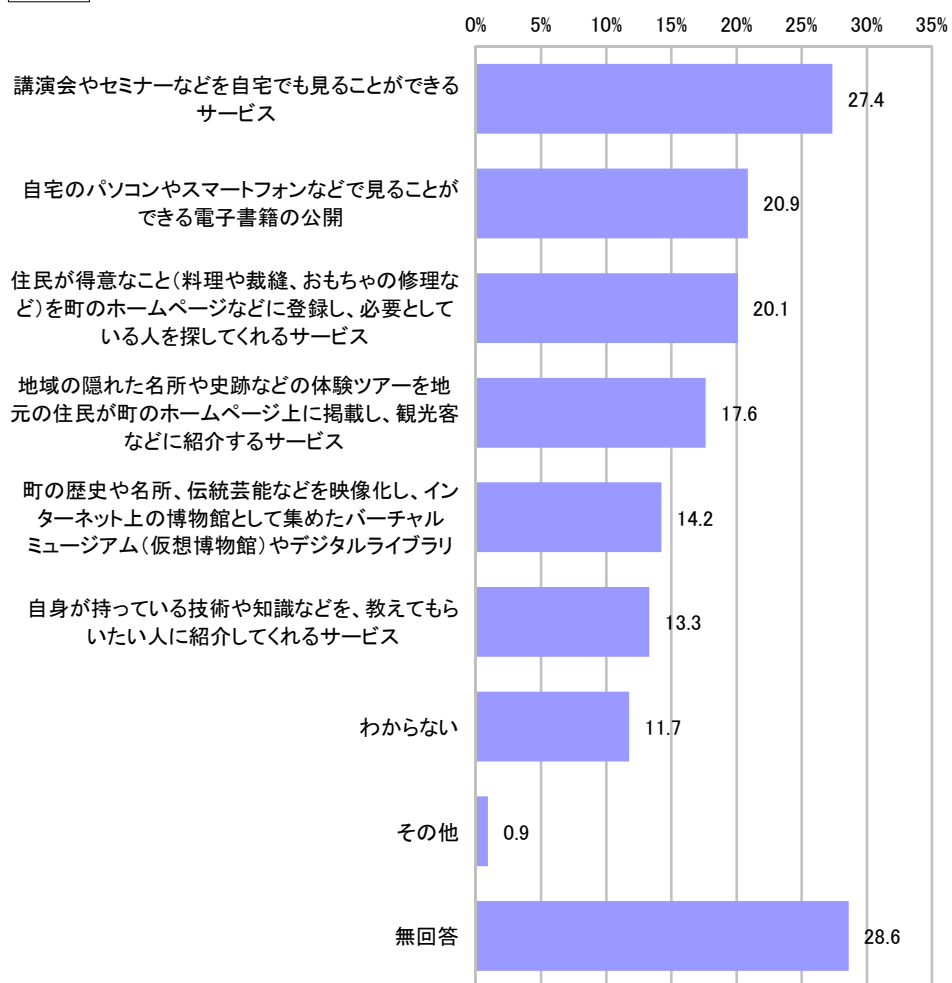


サービス分野（４）学校・教育に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サービス



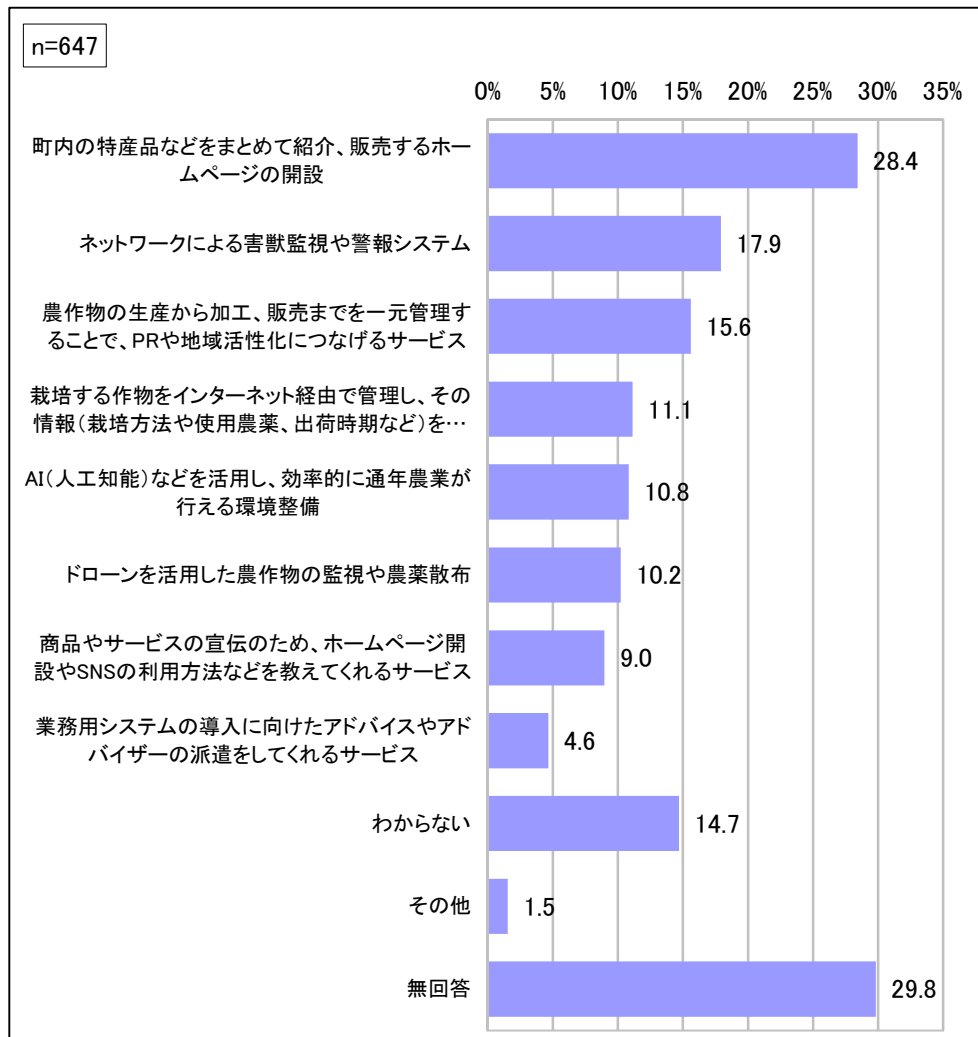
サービス分野（５）生涯学習に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サービス

n=647

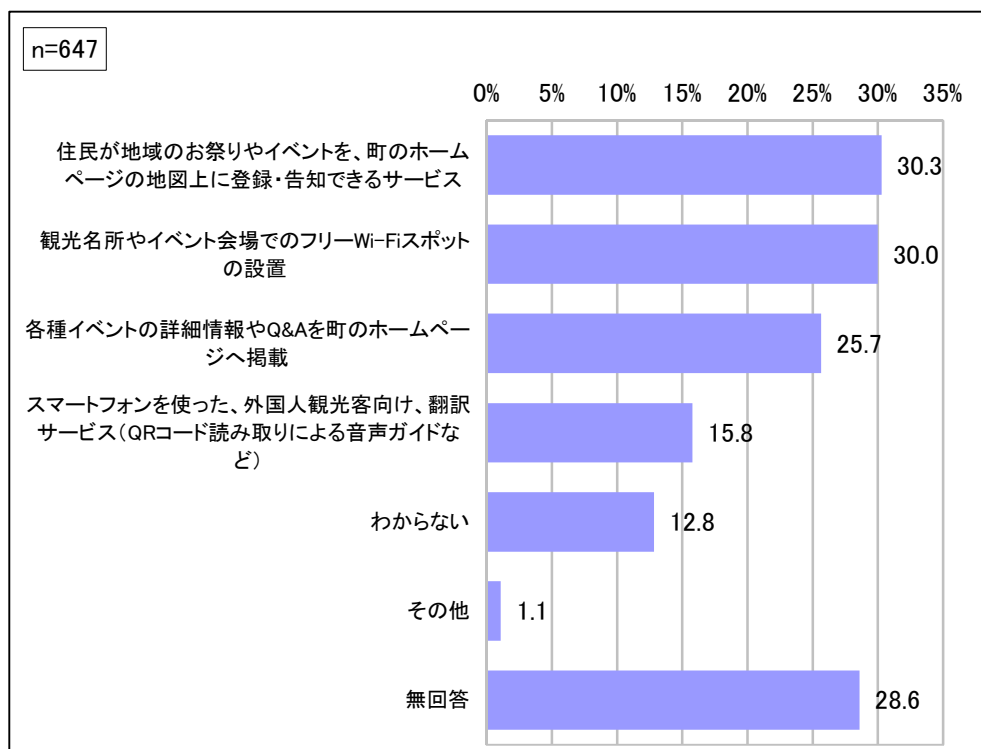


サービス分野（６）産業（農業・商業他）振興に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）

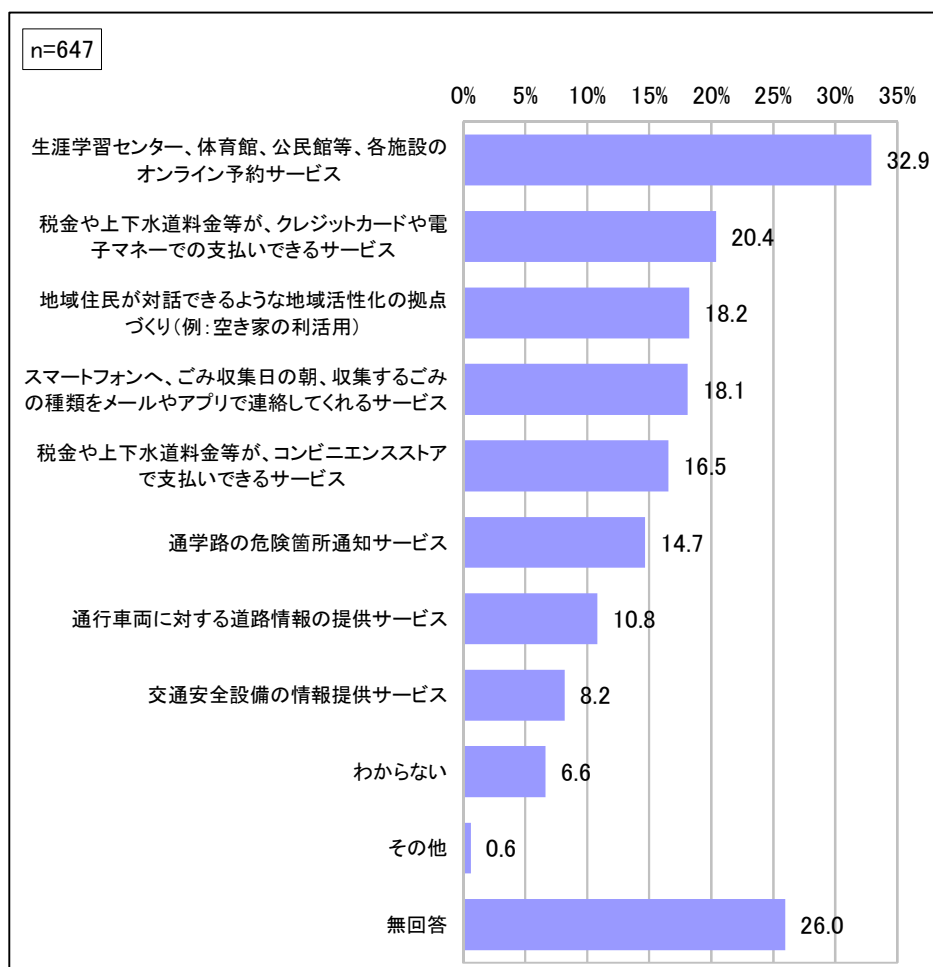
サービス



サービス分野（７）観光・イベントに関する分野でああなたの望む（あると良いと思う）サービス

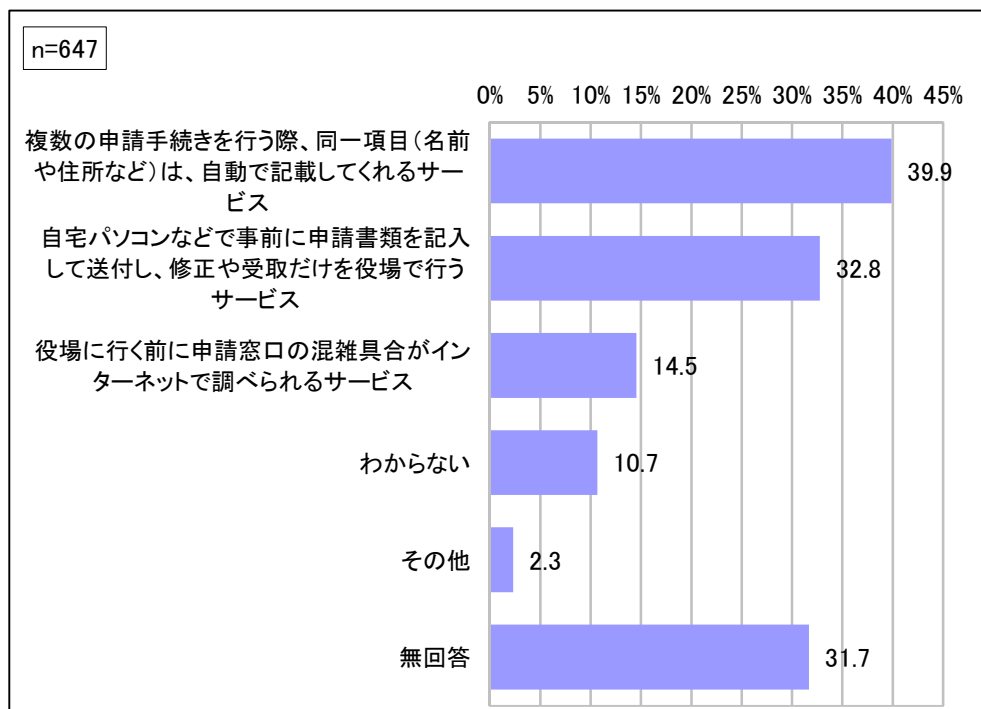


サービス分野（８）生活・環境に関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サービス



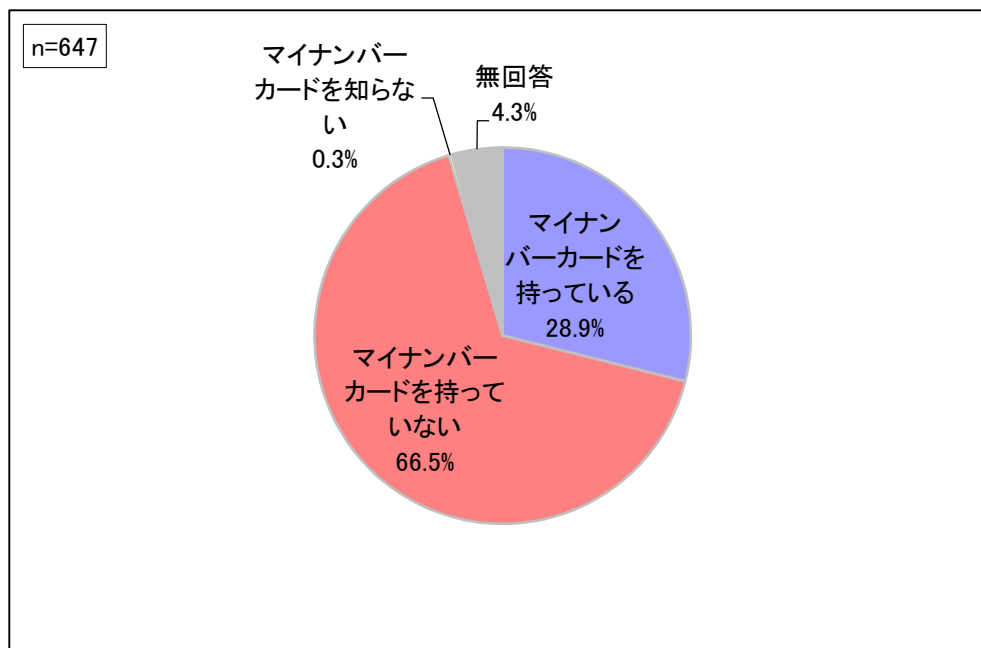
サービス分野（９）町への申請手続きなどに関する分野であなたの望む（あると良いと思う）サー

ビス



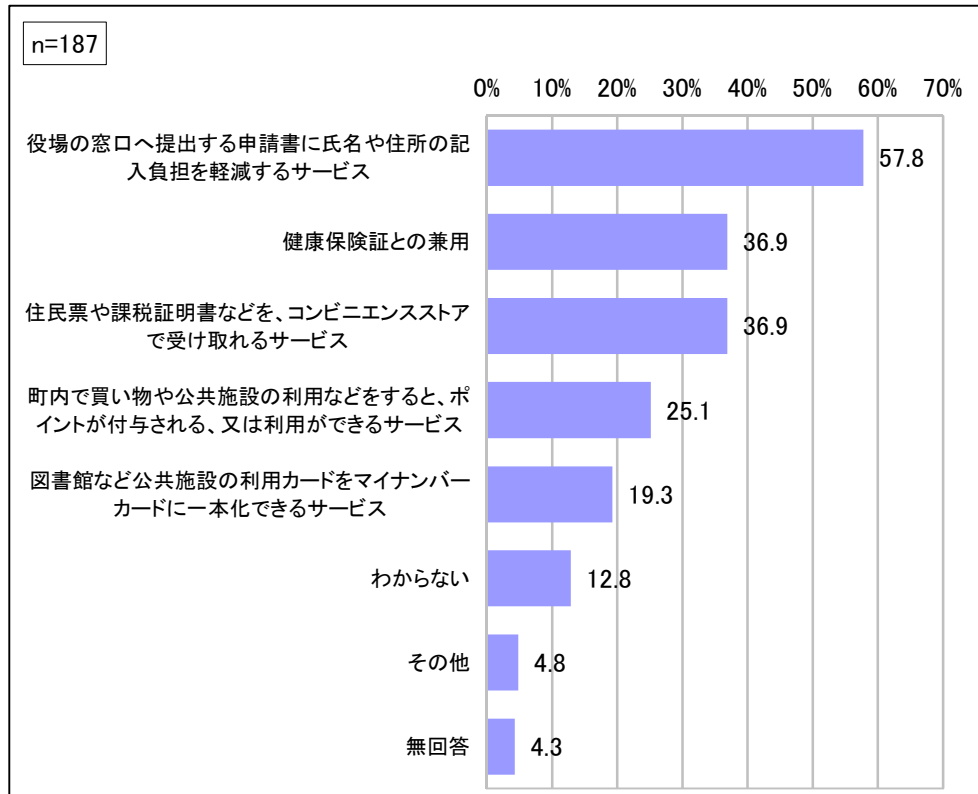
問14 【すべての方におうかがいします】

あなたは、マイナンバーカードを持っていますか。



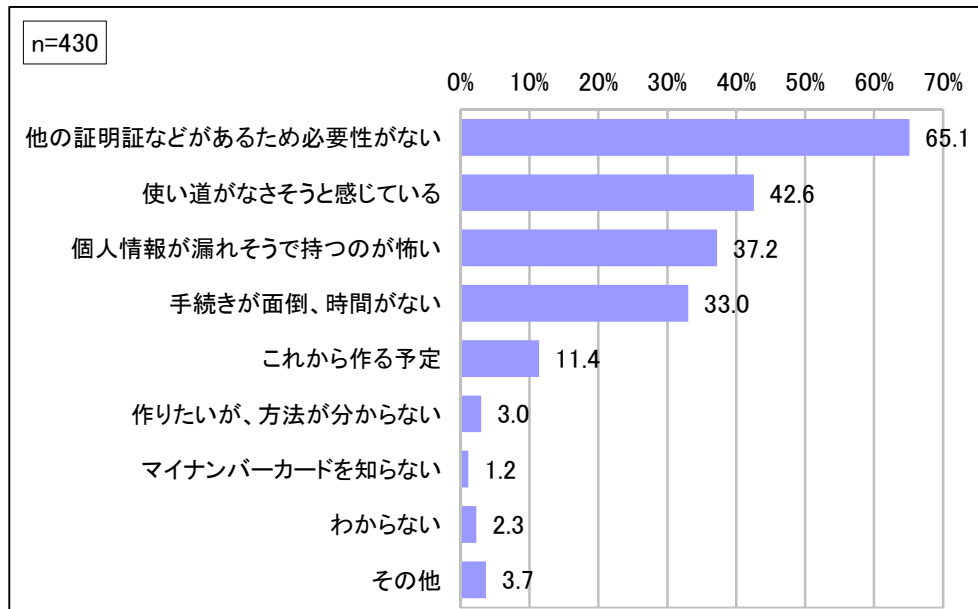
問15 【マイナンバーカードを持っている方におうかがいします】

あなたが、あると良いと思うマイナンバーカードのサービスや活用方法お答えください。



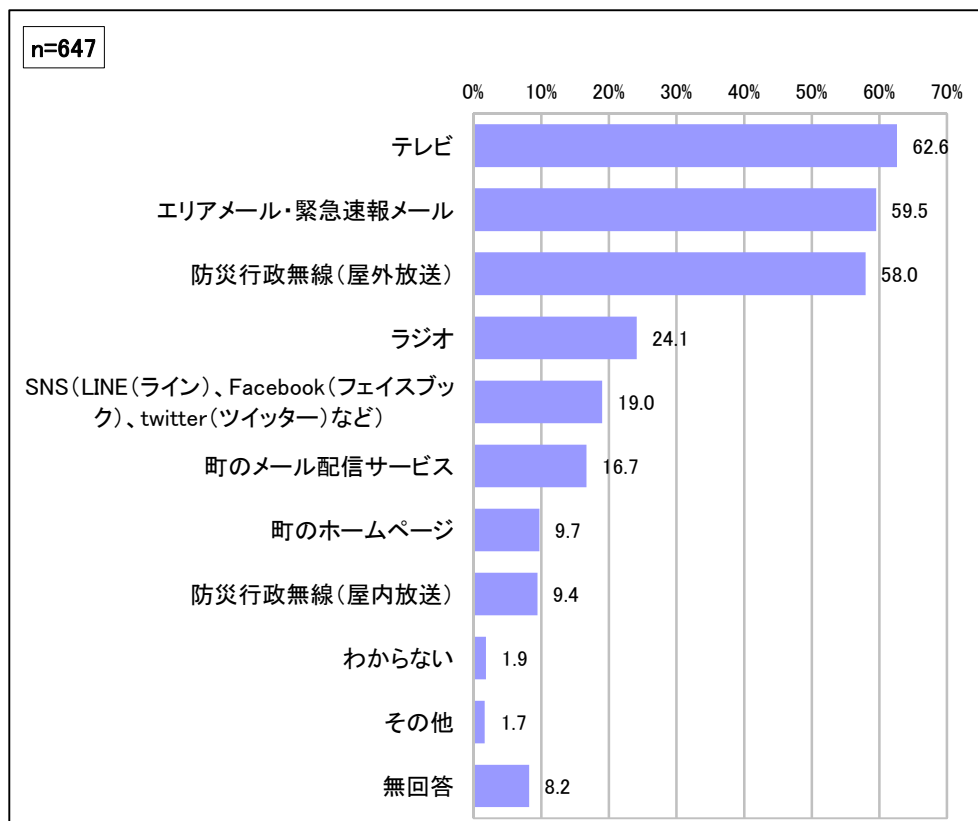
問16 【マイナンバーカードを持っていない方におうかがいします】

あなたが、マイナンバーカードを持っていない理由をお答えください。



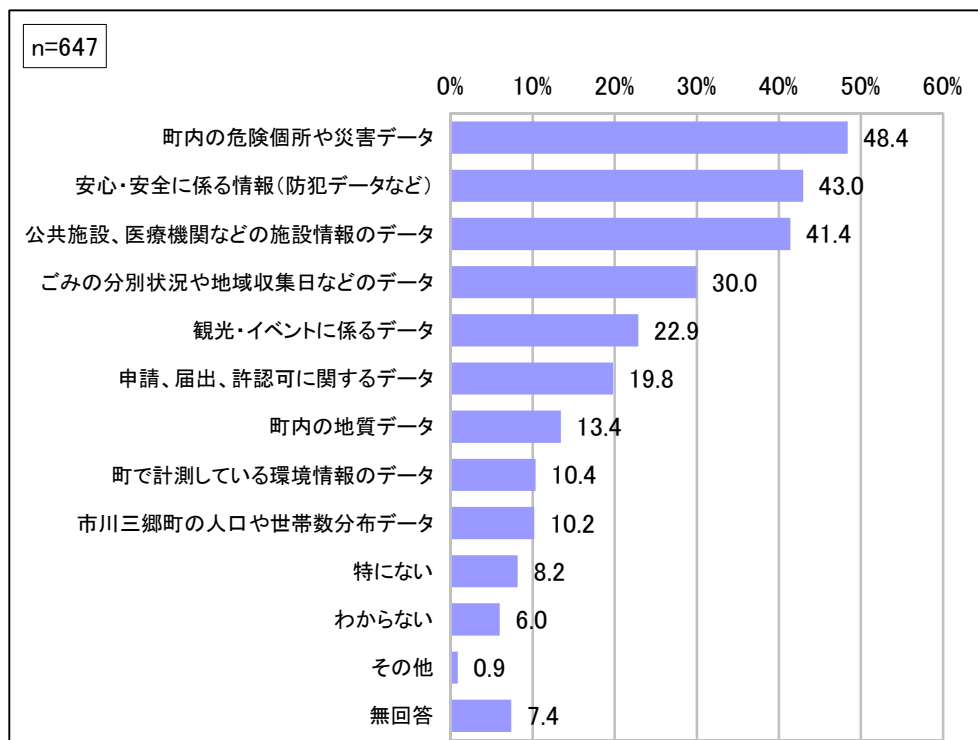
問17 【すべての方におうかがいします】

あなたが、防災・防犯分野の情報を入手している（入手しようと思う）方法をお答えください。



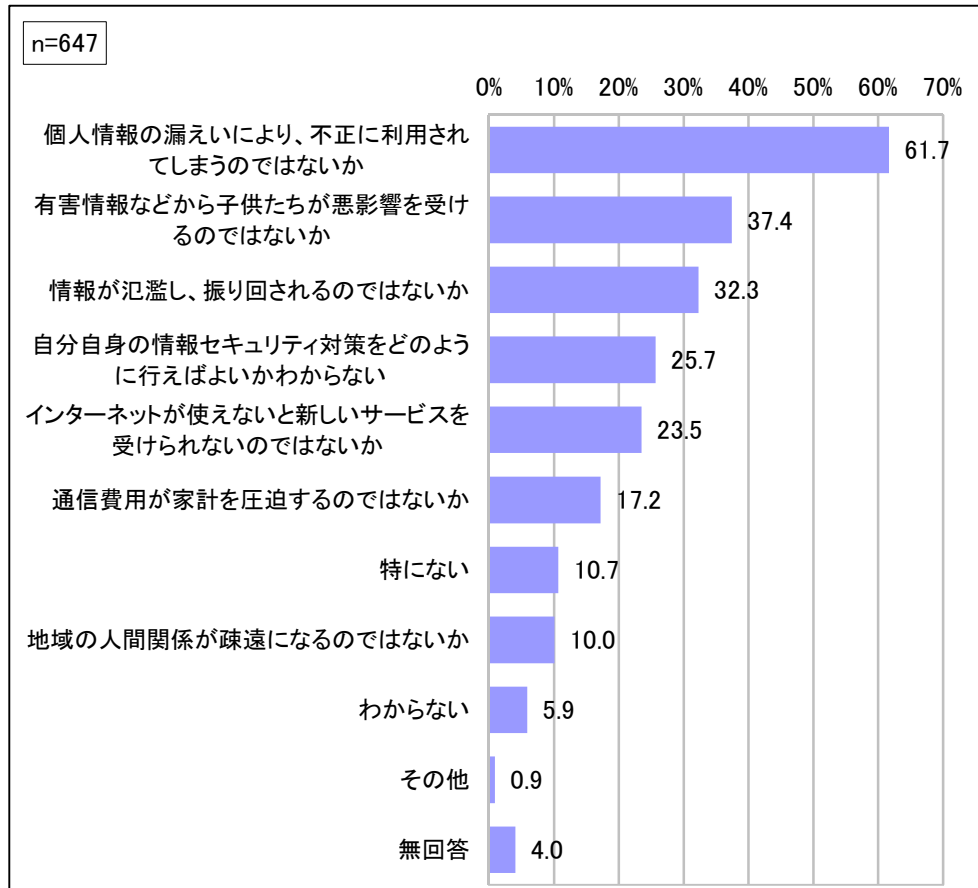
問１８ 【すべての方におうかがいします】

公開した方が有用（良い）と思われる、オープンデータはありますか。



問１９ 【すべての方におうかがいします】

あなたは、インターネットなどが普及していることに、不安を感じていることはありますか。



市川三郷町第2次地域情報化計画

発行日 2021（令和3）年3月

発行者 市川三郷町

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

編集 総務課情報化推進係